

FAO／WHO 合同食品規格計画 第 46 回 総会

開催日：2023 年 11 月 27 日（月）～12 月 2 日（土）

場所：ローマ（イタリア）（ウェブ参加者も発言可能）

議題

1	議題の採択
2	第 84・85 回執行委員会の報告
3	手続きマニュアルの修正
4	部会の作業 (採択、新規作業、既存の文書の廃止、作業中止等)
4.1	アジア地域調整部会（CCASIA）
4.2	ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）
4.3	食品衛生部会（CCFH）
4.4	北米・南西太平洋地域調整部会（CCNASWP）
4.5	食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）
4.6	栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）
4.7	食品添加物部会（CCFA）
4.8	食品汚染物質部会（CCCF）
4.9	食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）
4.10	食品表示部会（CCFL）
4.11	分析・サンプリング法部会（CCMAS）
4.12	残留農薬部会（CCPR）

4.13	近東地域調整部会（CCNE）
4.14	一般原則部会（CCGP）
4.15	ジルパテロール塩酸塩（牛の肝臓、腎臓及び筋肉）の MRL 案
5	コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）
6	コーデックス部会から総会への付託事項
7	地域調整部会からの報告
8	科学の役割に関する原則文の適用
9	新たな食料源と生産システム
10	コーデックスの予算及び財政に関する事項
11	FAO 及び WHO から提起された事項
12	議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出及び地域調整国の任命
13	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
14	その他の作業
15	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 46 回総会 報告書

1. 開催日：2023 年 11 月 27 日（月）～12 月 2 日（土）

27 日（月）午前、コーデックス 60 周年記念イベントが行われた。

開催地：ローマ（イタリア）（ウェブ参加者も発言可能）

2. 参加国：158 加盟国、1 加盟機関（EU）

9 国際政府機関（IGO）、30 国際非政府機関（NGO）、1 国連機関

3. 出席者

農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際基準室 室長	古田 暁人
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際基準専門官	織戸 亜弥
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	係員	太田 千晴
厚生労働省	健康・生活衛生局 参与		三浦 公嗣
厚生労働省	健康・生活衛生局 食品基準審査課		瀧村 佳代
		国際食品室 室長	
厚生労働省	健康・生活衛生局 食品基準審査課		佐々木 佳名子
		国際食品室 室長補佐	
消費者庁	食品表示企画課 課長補佐		宗 伸一郎

4. 結果

各議題の主な議論は以下のとおり。また、今次総会に諮られた文書一覧とその結果は別添のとおりに。

議題 1. 議題の採択

- ・ 仮議題のとおりに採択された。
- ・ インドから、雑穀（millets）のグループ規格策定に関する新規作業提案について議論したいとの要請があり、議題 14（その他の作業）で議論することになった。

議題 2. 第 84・85 回執行委員会の報告

（概要）

第 84 回執行委員会（2023 年 7 月）及び第 85 回執行委員会（2023 年 11 月）の報告が行われた。執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討することになっている主要事項は、各

関連議題において議論することになった（議題 4、6、10、11）。

主な報告・議論は以下のとおり。

- ・ コーデックスの将来の青写真案

第 81 回執行委員会（2021 年 11 月）において、2023 年のコーデックス 60 周年記念に向けてコーデックスの今後の「青写真」を開発するプロセスを執行委員会が検討することに合意。第 84 回執行委員会では、「1. 背景」、「2. 将来のコーデックス規格 - 背景と推進力」、「3. コーデックスの将来の作業モデル」、「4. 今後の方法」、「5. 結論と勧告」で構成される青写真案について議論を行った結果、2 章は、次期コーデックス戦略計画 2026-2031 の「推進力と背景」の議論のインプットとして使用すること（そのプロセスにおいて加盟国とオブザーバーに意見照会）、また、3 章は、加盟国とオブザーバーに意見照会し、提出された意見を踏まえて、第 85 回執行委員会で 4 章及び 5 章を議論し、第 46 回総会への勧告を作成すること等に合意。しかしながら、第 85 回執行委員会では、作業文書の配布が大幅に遅れ、作業文書の内容に関する実質的な議論を行うことはできなかった。結果的に、本作業においてコーデックスの将来の青写真は作成せず、コーデックスの将来の方向性を導くために次期コーデックス戦略計画 2026-2031 を活用し、それと並行して、コーデックスの将来の作業モデルを検討すること、また、将来の作業モデルを記した作業文書（CX/EXEC 23/85/3, Appendix II）は、経験に基づき定期的に見直されるべき生きた文書であり続け、第 86 回執行委員会でさらに議論すること等に合意した。

加盟国から以下の意見が示された。

- ・ 「コーデックスの将来の作業モデル」は生きた文書として、今後も様々な会合形式の活用の経験等を踏まえて随時更新され続けるべき。（ウガンダ）
- ・ 2021 年からの作業において、加盟国、オブザーバー、ホスト国政府、議長及び代表団から多くの貴重な意見が提供されたと認識しており、コーデックス 60 周年の今次総会に「コーデックスの将来の作業モデル」が示されなかったことは残念だが、第 86 回執行委員会でさらに検討されるとともに、定期的に更新される文書であり続けることを期待している。また、作業文書を適時に公表することは、コーデックスの会合への効果的な参加に重要であることを強調したい。（日本）
- ・ コーデックス事務局に対し、第 86 回執行委員会に、様々な会合形式の参加状況やコスト等に関するデータ・情報を提供するように要請したい。その上で、加盟国等からのインプットも踏まえ、「コーデックスの将来の作業モデル」案をアップデートすべき。また、デジタルツールの使用に関するガイドラインと規準の策定の可能性についても議論すべき。（スペイン（EU 加盟国））
- ・ ハイブリッド会合には参加者の増加という明確なメリットがある。様々な会

合形式の手続きガイダンスを作成すべき。(エクアドル、ラテンアメリカ・カリブ海地域 (LAC) を代表して)

- ・ エクアドルとスペイン (EUMS) のコメントを支持。コーデックスの作業への参加にバーチャルツールの活用は重要。(IBFAN)

- ・ コーデックス戦略計画 2026－2031

第 84 回執行委員会では、次期コーデックス戦略計画の全体の構成、2026 年 1 月 1 日までに新しい戦略計画、モニタリングフレームワーク及び実施作業計画を作成するタイムテーブル等について、総会議長・副議長がコーデックス事務局とともに検討した案に沿って議論された。第 85 回執行委員会では、次期戦略計画の「ビジョン」、「ミッション」、「コアバリュー」、「変化の推進力」、「コーデックスの役割」及び「コーデックスの作業方法」の一次案が作成された。2024 年 1 月頃に加盟国とオブザーバーへの意見照会のための回付文書 (CL) が発行されるとともに、2024 年 1 月～5 月頃に、議長・副議長と各地域との非公式コンサルテーションが開催される予定。

加盟国から以下の意見が示された。

- ・ 次期戦略計画の議論の開始を歓迎。次期戦略計画の要素の一次案に言及されているように、コーデックスはその制定目的に着実に焦点を当てながら、食品の安全と品質に影響を与える新たな問題に引き続き適時に対処する必要がある。(日本)
- ・ 次期戦略計画の検討作業はコーデックスの制定目的に焦点を当てて行われるべき。(ウルグアイ)
- ・ 今後の非公式コンサルテーション等の開発プロセスを楽しみにしている。戦略計画の開発は、コーデックスが農業・食料システムの変革にどのように貢献することができるかを反映する機会となる。(スペイン (EUMS))
- ・ WHO の政策との一貫性、ワンヘルスアプローチ、生物多様性、環境保護、代表団の構成の透明性の向上に取り組む必要がある。(IBFAN)

- ・ コーデックスのオブザーバー資格を持つ NGO のレビュー：二重参加条項

第 85 回執行委員会において、コーデックス事務局がオブザーバー資格を持つ NGO の二重参加を監視することが困難な背景として、NGO の情報が申請時点のままであり、他の NGO との関係を十分把握できない場合があることが取り上げられた。このため、今次総会に、NGO に対し、積極的に対応するよう、また、手続きマニュアルに従って必要に応じて情報を提供するよう、奨励することを勧告した。

議長からの報告に対し、加盟国から特に意見は出されなかった。

- ・ 地域規格の課題等

第 22 回アジア地域調整部会 (CCASIA) (2022 年 10 月)において、調理米(cooked rice)に関する地域規格策定作業が韓国から提案されたが、議論の結果、①特定の地域内で生産されているが国際的に貿易されている加工食品について、規格検討を行う適当な部会がない（あるいは休会中の）場合、新規作業提案にどう対処すべきか、また、②加工食品の個別規格を策定する必要があるか、または食品加工技術が急速に発展していることを踏まえ個別規格ではなく水平的アプローチ、グループアプローチを検討すべきか、の 2 点について、執行委員会に助言を求めることになった。第 85 回執行委員会では、CCASIA からの要請に、a) 食品が国際的に取引されているかどうかに関わらず、地域あるいは国際規格に関する新規作業提案は、地域調整部会から執行委員会に提出されてクリティカルレビューが行われ、総会において、規格の性質について、またどの部会で開発されるかについて、最終的な決定が行われる、また、b) 地域調整部会（新規作業の提案者）は、十分に調査された、必要な情報を全て含む討議文書あるいは新規作業提案文書を準備すべき、これにより、執行委員会の役割が促進され、総会に対して適切な助言を行うことが可能、との回答を行うことに合意した。さらに、コーデックス事務局に対し、新規作業と作業のプライオリティ付けに関する実践的なガイダンスの作成作業に取り組むこと（2024 年に公表の見込み）、また、加盟国と協力して関連する課題に取り組むことを勧告した。

加盟国から以下の意見が示された。

- ・ CCASIA への助言に感謝。コーデックス事務局が策定するガイダンスを楽しみにしている。（中国）
 - ・ 地域調整部会と執行委員会が提案された新規作業の必要性を十分に検討するため、新規作業に関する説得力のある根拠を十分に含む、十分に調査された文書を準備することの重要性を支持する。本助言は他の地域における地域規格の検討にも役立つものとする。また、コーデックス事務局が第 84 回執行委員会及び第 85 回執行委員会に提出した作業文書は、加盟国が地域規格に関連する課題や問題を理解するのに役立つものとする。コーデックス事務局が作成するガイダンスが、新たな作業提案を提出しようとする加盟国を支援することを期待している。（日本）
 - ・ アフリカ地域調整部会も地域規格の作成作業に関心がある。コーデックス事務局のガイダンス作成に感謝。地域規格作成のため、FAO 及び WHO からの支援も含め、明確でハンズ・オンな支援に期待。（ウガンダ）
- ・ 食品包装のリサイクル材料の食品安全考慮事項に関するリサイクルガイダンスの調査と開発に関する提案

第 85 回執行委員会において、米国から、食品包装へのリサイクル材料の使用が増加しており、コーデックスにおいて、食品の安全性の観点でどのように支援できるかを検討することを目的に、コーデックスでリサイクルガイダンス作成等の新規作業を行うことへの関心、ニーズ、価値があるか情報収集するための CL をコーデックス事務局から加盟国とオブザーバーに発行したいとの提案があった。アジア地域調整国（中国）から、現時点でのリサイクルガイダンスの開発の緊急性と必要性に疑問が示されたが、第 85 回執行委員会は、今次総会に CL の発行を勧告すること、また、加盟国とオブザーバーからの回答を踏まえて次のステップを検討することに合意した。

今次総会では、多くの加盟国から、第 85 回執行委員会の勧告を支持する意見が示された。また、ガイダンス等の作成が必要かどうかを判断するための前段階であることを強調する意見も示された。ブラジルからは、コーデックスがマンドートを損なうことなく、持続可能性の問題にどのように取り組むことが可能かを示すよい事例になることが期待される旨発言があった。中国からは、CL の発行に異論はないが、科学的なエビデンスがまだ十分でないのではないか、また、プライオリティが低いのではないかと、との意見が示されたが、FAO から、かなりの量の科学的データが入手可能であり、要請があればリスク評価は可能との回答があった。

複数の加盟国から、議論する部会に関する疑問や具体的な提案も示されたが、コーデックス事務局から、どの部会で作業を行うかは、執行委員会の勧告を踏まえて、総会で決定されることになる旨回答があった。

（結論）

今次総会は第 84 回及び第 85 回執行委員会の議論を確認し、結論及び勧告を承認した。また、以下の事項に合意した。

- ・ オブザーバー資格を持つ NGO に、積極的な対応と、手続きマニュアルに従って、他の組織におけるメンバーシップに関する情報を提供するように奨励。
- ・ コーデックス事務局に、食品包装へのリサイクル材料の使用に関し、食品安全の観点で、コーデックスのガイダンス作成への関心、価値、ニーズがあるかどうかを評価するための CL を発行するよう要請。この作業は前段階であることを確認。

議題 3. 手続きマニュアルの修正

事項	概要
承認	
手続きマニュアルの 6 章(加盟国)の「コーデックス委員会の加盟国リスト」のコーデックスウェブサ	第 33 回一般原則部会 (CCGP) (2023 年 10 月) は、手続きマニュアルの 6 章 (加盟国) の「コーデックス委員会の加盟国リスト」を削除し、コーデックス

イトへの掲載	のウェブサイトへ掲載すること、また、手続きマニュアルにはウェブサイトの URL を掲載することに合意した。 第 85 回執行委員会は、総会に、承認を勧告した。 (結論) 承認された。
手続きマニュアルの 2 章（コーデックス規格及び関連文書の作成）、3 章（部会のガイドライン）及び 7 章（その他の機関との関係）の編集上の修正	第 33 回 CCGP は、手続きマニュアル 2 章、3 章及び 7 章の現代の科学技術及び現在の慣行と整合しない箇所を確認し、変更案に合意した。 第 85 回執行委員会は、総会に、承認を勧告した。 (結論) 承認された。
手続きマニュアルの 2 章（コーデックス規格及び関連文書の作成）の「個別食品部会と一般問題部会の関係」の修正	第 44 回総会（2021 年）は、手続きマニュアルの 2 章（コーデックス規格及び関連文書の作成）の「コーデックス個別食品規格の様式」の表示条項に関し、卸売用食品の容器の表示に関する一般規格（CXS 346-2021、同総会で採択）を参照する内容への修正を採択した。 これに伴い、コーデックス事務局から、同規格の要件への追加または免除は 食品表示部会（CCFL）によって承認されるべきであることから、手続きマニュアル 2 章パラグラフ 57 をさらに修正することが提案されている。 (結論) 承認された。

(その他の議論)

- ・ インドから、手続きマニュアル中のコーデックス事務局の標記に関し、“Codex Secretariat”の用語に馴染みがあるため、最初は“Joint FAO/WHO Codex Secretariat (Codex Secretariat)”を使用し、その後は“Codex Secretariat”を使用することが提案されたが、コーデックス事務局から、第 33 回 CCGP において、手続きマニュアル全体を通して、参照のしやすさの観点で、“Joint FAO/WHO Codex Secretariat”を使用することとした旨説明があった。反対はなく、承認された。

- ・ エクアドルは、LAC 地域調整国として、第 33 回 CCGP で議論されたように、手続きマニュアルの英語版以外の言語版の翻訳に疑義のある箇所があるため、コーデックス事務局に、言語の一貫性を確保するよう要請した。コーデックス事務局から、翻訳に関する意見はいつでも歓迎する旨回答があった。手続きマニュアルの将来の版における言語の一貫性の重要性について、結論に含まれた。
- ・ オブサーバー（IBFAN）から、手続きマニュアルへのコーデックス信託基金（CTF）に関するセクションの追加、また、その資金提供に関連する規則の明確化について要請があった。FAO と WHO の代表から、CTF は手続きマニュアル中のルールではなく、WHO の管理規則と資金提供規則により管理されており、また、CTF は全額各国政府による拠出であり、透明性をもって、ニーズを踏まえて運営している旨回答があった。

議題 4. 部会の作業

2022 年 10 月以降に開催された部会において、今次総会に、最終採択（ステップ 8、ステップ 5/8）、予備採択（ステップ 5）、新規作業提案（ステップ 1）、作業中止、既存の文書の廃止等を諮ることになった文書について、執行委員会からの勧告（クリティカルレビューの結果）を十分に考慮し、審議された。

4.1 アジア地域調整部会（CCASIA）

（2022 年 10 月に開催された第 22 回 CCASIA から提出されている文書¹）

事項	概要
最終採択	
バチルス属（ <i>Bacillus species</i> ）を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案（ステップ 5/8）	日本の提案により新規作業の検討が開始された。 第 43 回総会（2020 年）で新規作業承認。 第 22 回 CCASIA は、第 46 回総会（2023 年）に最終採択を諮ることに合意。食品添加物条項は第 53 回食品添加物部会（CCFA）、表示条項は第 47 回食品表示部会（CCFL）において承認。分析・サンプリング条項のうち、分析法は第 42 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）において承認された。サンプリングプランについては CCMAS にて作業中のサンプリングの一般ガイドライン（CXS 50-2004）の改定作業が完了後、CCASIA にてサンプリングプランを開発するが、サンプリングプランが

¹ 第 102 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/102-3.pdf>

	承認されていなくても、この項目を削除した上でコーデックス規格として公表される。 第 84 回執行委員会（2023 年 7 月）は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。
植物の葉で包んだ調理米の地域規格原案（ステップ 5/8）	中国の提案により新規作業の検討が開始された。 第 43 回総会（2020 年）で新規作業承認。 第 22 回 CCASIA は、第 46 回総会に最終採択を認めることに合意。食品添加物条項は第 53 回 CCFA、表示条項は第 47 回 CCFL において承認。分析・サンプリング条項のうち、分析法は第 42 回 CCMAS において承認されたが、コメからの油分抽出に関する妥当性確認試験の結果が無いことから、第 42 回 CCMAS は CCASIA に対して妥当性確認試験の実施及びその結果の CCMAS への提供の依頼について合意した。サンプリングプランについては CCMAS にて改定作業中のサンプリングの一般ガイドライン（CXS 50-2004）の作業を完了後、CCASIA にてサンプリングプランを開発することに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。
アジア地域規格中の卸売用食品の容器の表示条項の修正	既存の 5 つのアジア地域規格²の卸売用食品の容器の表示条項を修正するもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、採択を勧告した。

² 発酵大豆ペーストの地域規格（CXS 298R-2009）、海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）、さご椰子粉の地域規格（CXS 301R-2011）、コチュジャン規格（CXS 294-2009）、チリソース規格（CXS 306-2011）。

コチュジャン規格（CXS 294-2009）とチリソース規格（CXS 306-2011）は第 43 回総会（2020 年）において国際規格として採択された。表示条項は第 46 回 CCFL（2021 年）、食品添加物条項は修正されて第 53 回 CCFA で承認された。修正された食品添加物条項が今次総会で採択された後、国際規格として発行される。卸売用食品の容器の表示条項の修正は発行される国際規格にそれぞれ反映される。

	(結論) 最終採択された。 コチュジャン規格 (CXS 294-2009) とチリソース規格 (CXS 306-2011) は、議題 4.7 において、修正された食品添加物条項が採択されたため、国際規格として発行される。
予備採択	
急速冷凍餃子の地域規格原案 (ステップ 5)	中国の提案により新規作業の検討が開始された。 第 43 回総会 (2020 年) で新規作業承認。 第 22 回 CCASIA では、概ね規格原案に合意がなされたが、食品添加物条項で参照する食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品分類に関する議論がまとまらず、食品添加物条項全体をスクエアブラケットに入れた上で第 46 回総会に予備採択を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告した。 (結論) 予備採択された。

4.2 ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)

(2022 年 10 月に開催された第 22 回 CCLAC から提出されている文書)

事項	概要
最終採択	
LAC 地域規格中の卸売用食品の容器の表示条項の修正	既存の 3 つの LAC 地域規格³の卸売用食品の容器の表示条項を修正するもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
食品添加物の一般規格 (GSFA)	地域規格の食品添加物条項と GSFA の整合作業の

³ クラントロ・コヨーテの地域規格 (CXS 304R-2011)、ルクマの地域規格 (CXS 305R-2011)、ヤーコンの地域規格 (CXS 324R-2017)

(CXS 192-1995) と LAC 地域規格の食品添加物条項の整合	結果、第 22 回 CCLAC は、食品添加物の使用を認めないとする食品添加物条項を既存の 2 つの LAC 地域規格⁴に追記すること、及び総会に採択に諮ることに合意。なお本条項案は第 53 回 CCFA において承認された。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、採択を勧告した。 (結論) 採択された。
--------------------------------------	--

4.3 食品衛生部会 (CCFH)

(2022 年 11 月～12 月に開催された第 53 回 CCFH から提出されている文書⁵)

事項	概要
最終採択	
牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌の管理のためのガイドライン原案（ガイドライン本体、生の牛肉に関する付属文書Ⅰ、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズの付属文書Ⅲ）（ステップ 5/8）	第 50 回 CCFH（2018 年）において新規作業の開始に合意（チリ、ウルグアイ、米国の提案）。第 42 回総会（2019 年）で新規作業承認。 第 51 回（2019 年）以降、電子作業部会（EWG）等を設置して原案の具体的な内容について議論してきた。第 53 回 CCFH は、ガイドライン本体、付属文書Ⅰ及び付属文書Ⅲについて第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。生鮮葉物野菜に関する付属文書Ⅱ及びスプラウト類に関する付属文書Ⅳについては、ステップ 2/3 に差し戻し、継続して議論を行うことに合意した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、ガイドライン本体、付属文書Ⅰ及び付属文書Ⅲについて最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
食品生産・加工における水の安全	第 51 回 CCFH において新規作業の開始に合意（ホ

⁴ クラントロ・コヨーテの地域規格（CXS 304R-2011）、ルクマの地域規格（CXS 305R-2011）

⁵ 第 103 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>

な使用及び再使用に関するガイドライン原案（ガイドライン本体、生鮮農産物に関する付属文書Ⅰ）（ステップ 5/8）	ンデュラスの提案)。第 43 回総会（2020 年）で新規作業承認。 第 53 回 CCFH は、ガイドライン本体及び付属文書Ⅰについて第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。水産製品に関する付属文書Ⅱはステップ 2/3 に差し戻し、継続して議論を進めるとともに、ガイドライン本体を考慮しつつ乳製品に関する付属文書Ⅲの作成に着手することに合意した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、ガイドライン本体及び付属文書Ⅰについて最終採択を勧告した。また、再利用における化学物質の蓄積の可能性を鑑み、関連の部会に本作業の進捗を通知することになった。 （結論） ガイドライン本体部分の図 1 の記載ミスを訂正の上、最終採択された。
新規作業提案	
伝統的な食品市場における食品衛生管理措置のためのガイドラインの策定（ステップ 1）	第 52 回 CCFH（2022 年 2～3 月）において、伝統的な食品市場のための食品安全に関する国際的なガイドラインの必要性のため、GAIN（栄養改善のためのグローバルアライアンス）から提案されたもの。第 53 回 CCFH では、第 46 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告した。 （結論） 承認された。 タイからの意見を踏まえ、CCFH に対し、策定されるガイドラインと、食品衛生の一般原則（CXC 1-1969, GPFH）及び路上販売の地域衛生実施規範との重複を避けるため、これらの文書間の関係を注意深く検討するよう要請する旨結論に含まれた。
海産物中の病原性ビブリオ属菌	第 51 回 CCFH（2019 年）において、日本が、ニュ

の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010) の改定 (ステップ 1)	ージーランドの支援を得て、当時公表予定 (2020 年公表) のビブリオに関する FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の報告書をレビューし、ガイドラインの修正の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。第 53 回 CCFH では、第 46 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告した。 (結論) 承認された。
--	---

4.4 北米・南西太平洋地域調整部会 (CCNASWP)

(2023 年 1~2 月に開催された第 16 回 CCNASWP から提出されている文書)

事項	概要
最終採択	
発酵ノニ果汁飲料の地域規格案 (ステップ 8)	第 36 回総会 (2013 年) で新規作業承認。第 43 回総会 (2020 年) で予備採択 (ステップ 5)。 第 16 回 CCNASWP は、総会に最終採択を諮ることに合意。分析・サンプリング条項のうち、分析法は第 42 回 CCMAS において承認。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。なお、第 84 回執行委員会では、ノニ果汁に含まれるスコポレチンが地域規格における当該食品の特徴的な成分として含まれていることに関し、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による安全性評価がまだ行われていないことへの懸念が表明された。FAO から、優先リストに引き続き掲載されているが、評価のためのデータが集まっていないとの説明があった。将来的に地域規格から国際規格に変更する場合には、JECFA による安全性評価が必要であるとの意見が出された。 (結論) 最終採択された。

	ブラジルから、ステップ 8 に進めることに反対はないものの、ノニ果汁に含まれるスコポレチンは自然毒として知られているが、JECFA による安全性評価がまだ行われていない旨懸念が示された。 議長から、第 84 回執行委員会において、ノニ果汁自体は NASWP 地域で長年にわたり安全に使用されてきた歴史があること、スコポレチンは JECFA の評価優先リストに残っていること等を踏まえ、承認を勧告した旨説明があった。また、地域規格は、その規格を提案する地域の加盟国によって決定されるが、将来、地域規格を国際規格に変更する要請があった場合には、全加盟国の決定となることから、今次総会では、最終採択を諮りたい旨説明があった。ブラジルから反対はなく、最終採択された。
NASWP 地域規格中の卸売用食品の容器の表示条項の修正	飲料用カヴァ製品の地域規格（CXS 336R-2020）の卸売用食品の容器の表示条項を修正するもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、採択を勧告した。 （結論） 採択された。

4.5 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）

（2023 年 2 月に開催された第 26 回 CCRVDF から提出されている文書⁶）

事項	概要
最終採択	
イベルメクチン（羊、豚及び山羊の脂肪、腎臓、肝臓及び筋肉）の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ 5/8）	第 25 回 CCRVDF（2021 年）において、第 88 回 JECFA（2019 年）から勧告された MRL 原案を予備採択に諮ることに合意し、第 44 回総会（2021 年）で予備採択（ステップ 5）。 これは休薬期間が長い製剤の用法・用量に基づく MRL 原案であったため、第 26 回 CCRVDF において、第 94 回 JECFA（2022 年）から勧告された MRL

⁶ 第 105 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/105-4.pdf>

	原案（より短い休薬期間に基づく MRL 原案）を第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。EU、北マケドニア、スイス及び英国が EU で設定されているものよりも低いことから留保した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ EU：羊と山羊の腎臓と肝臓、豚の全ての組織について、EU で設定されている MRL よりも低いため ・ ジョージア、北マケドニア、ノルウェー、スイス、チュニジア、トルコ、英国：EU と同じ ・ コロンビア：豚について、自国で設定する MRL よりも高いため ・ ロシア：第 94 回 JECFA の評価結果に疑義があるため
ナイカルバジン（鶏の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓）の MRL 原案（ステップ 5/8）	第 26 回 CCRVDF において、第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ EU：鶏の腎臓について、EU で設定されている MRL よりも高いため ・ ジョージア、北マケドニア、ノルウェー、スイス、チュニジア、トルコ、英国：EU と同じ ・ コロンビア：自国で設定する MRL よりも高いため

	ロシア：第 94 回 JECFA の評価結果に疑義があるため
反芻動物の組織及び乳、魚類への MRL の外挿（ステップ 5/8）	第 25 回 CCRVDF において、1 つ以上の種への MRL の外挿に関するアプローチ案が検討され、第 44 回総会（2021 年）において最終採択された。 様々な化合物/食品の組合せに対する MRL の外挿案が引き続き議論され、第 26 回 CCRVDF では、12 の化合物について示された外挿 MRL 案について、第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。EU、北マケドニア、スイス及び英国が 4 つの化合物（テトラサイクリン等、デルタメトリン、スペクチノマイシン及びチルミコシン）について EU で実施された暴露評価（理論最大一日摂取量；TMDI 試算）では ADI（許容一日摂取量）を超えることから留保した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 - EU:4 つの化合物について、第 26 回 CCRVDF と同じ理由 - ジョージア、北マケドニア、ノルウェー、スイス、チュニジア、トルコ、英国：EU と同じ理由 - シリア：理由不明 アフリカ地域の複数の加盟国から、アフリカ地域は、他の外部寄生虫駆除剤に対する耐性を持つダニが広く蔓延しており、これらの化合物の多くが治療目的で広範に使用されていること、また、コーデックスでこれらの MRL が設定されることにより、消費者の健康保護と貿易の円滑化を確保するための調和に資することから、MRL の最終採択に強い支持が表明された。

	また、議長からの提案により、外挿手順の適用による MRL の設定が成功したこと、この手順はすべての加盟国にとって有益であるが、特に低・中所得国にとって有益であること、この手順は、CCRVDF によって適用されるリスク分析の原則に従っており、リスク管理の実践における先進的な考え方の一例であること、この作業は、健全で科学に基づいた MRL を設定する必要性を最初の段階で置き換えるのではなく、補完するものとして、外挿手順が適用される可能性があることを今次総会が確認した旨、報告書に含まれた。
新規作業提案	
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト案（パート I 及び V）	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リストに加える化合物（パート I）及び追加の種への MRL の外挿を検討する化合物（パート V）について、第 46 回総会に承認を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告した。 （結論） 承認された。
作業中止	
イベルメクチン（羊、豚及び山羊の脂肪、腎臓、肝臓及び筋肉）の MRL	第 25 回 CCRVDF（2021 年）において、第 88 回 JECFA（2019 年）から勧告された MRL 原案を予備採択に諮ることに合意し、第 44 回総会（2021 年）で予備採択されたものについて、より短い休薬期間に基づく MRL 原案をステップ 5/8 で第 46 回総会に最終採択に諮ることに合意したことから、第 26 回 CCRVDF にて作業中止に合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、作業中止の承諾を勧告した。 （結論） 中止された。

4.6 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

（2023 年 3 月に開催された第 43 回 CCNFSDU から提出されている文書⁷⁾）

事項	概要
最終採択	
改訂版フォローアップフォーミュラの規格（年長乳児向けフォローアップフォーミュラ及び年少幼児向け製品に関する規格）（CXS 156-1987）（ステップ 5/8 及び 8）	第 35 回総会（2012 年）で新規作業承認。第 43 回 CCNFSDU において、本規格の見直しにかかる全ての議論が終了し、第 43 回 CCNFSDU で合意した内容（規格の名称、構成、序文）及び第 42 回 CCNFSDU（2021 年）で合意済みの条項（ステップ 4 及びステップ 7 に留め置き）について、ステップ 5/8 あるいはステップ 8 で第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意。 第 43 回 CCNFSDU で議論された序文に関し、アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、キューバ、グアテマラ、パナマ、モロッコ、米国及びベトナムが留保した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。 多くの加盟国から最終採択を支持する意見が示された。米国、EU、ノルウェー、スイス、パナマ、コスタリカは、最終採択を支持しつつも、以下の理由により留保した。 ・ 米国：①序文の第 2 パラグラフについて、不要であり、規格の読者を混乱させる可能性があるため。②セクション B の乳由来以外の製品の炭水化物含有量の条項について、乳由来以外の製品と乳由来の製品とを平等に扱っていないため。科学的根拠と客観的な手法が欠けているため。 ・ EU、ノルウェー、スイス：セクション B の

⁷⁾ 第 105 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/105-4.pdf>

	ビタミン A の最大含有量について、かなり高い数値であり、上限耐用摂取量 (TI) を超えるため。セクション A のビタミン A の最大含有量は EU が設定するものよりも高い。 ・ パナマ：序文の第 2 パラグラフについて、CCNFSDU でのコンセンサスの内容に矛盾するため。国際貿易の要件にあっていないため。(序文は不要との立場だが、歩み寄りの精神により受け入れる。) ・ コスタリカ：序文の第 2 及び第 3 パラグラフについて、規格の範囲と適用が曖昧になる可能性があるため。 オブザーバー (IBFAN) から、WHO のガイドラインや政策とも一致しない不要な製品だが、市場が拡大しているため、製品の成分構成や表示、マーケティングに取り組むために規格が必要との意見が示された。
缶詰ベビーフードに関する規格 (CXS 73-1981) 及び乳児及び幼児用の特別用途食品に使用する栄養成分に関するアドバイザーリスト (CXG 10-1979) の修正	CXS 73-1981 において、乳幼児期の硝酸塩の摂取によるメトヘモグロビン血症の発症リスクの観点からセクション 9.5.2. に定めるビーツとほうれん草の使用月齢を修正する提案。これについて、月齢の科学的根拠が不十分であること等から第 43 回 CCNFSDU は 9.5.2. を削除することに合意。また、本修正案の採択を第 46 回総会に諮ることに合意した。 CXG 10-1979 におけるアドバイザーリストに関して、葉酸源カルシウム-L-メチル-葉酸の許可使用を N-プテロイル-L-グルタミン酸の用途に合わせる修正提案。これについて、カルシウム-L-メチル-葉酸は全ての食品カテゴリーに適することから、第 43 回 CCNFSDU は、本修正提案の採択を第 46 回総会に諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、採択を勧告した。

	(結論) 採択された。 オブザーバー (IBFAN) から、規格はかなり以前に策定されたものであり、内容が陳腐化しているにもかかわらず、修正により最新のものになったとの誤った印象を与えるため、廃止すべきとの意見が出された。議長から、CCNFSDU の全ての規格がレビューされることになっており、第 44 回 CCNFSDU の議題として、コーデックス事務局から文書が示される予定との旨説明があった。
予備採択	
6～36 か月児の栄養参照量の設定に関する一般原則原案 (CXG 2-1985) (ステップ 5)	第 37 回 CCNFSDU (2015 年) において、年長乳児 (6～12 か月) 及び年少幼児 (12～36 か月) の栄養参照量について検討を進めることに合意。第 39 回 CCNFSDU (2017 年) 以降、実質的な議論を行ってきた。第 41 回 CCNFSDU (2019 年) において、6～36 か月児を対象とした栄養参照量の設定に関する一般原則を作成することに合意。 第 43 回 CCNFSDU において、一般原則原案をステップ 5 で第 46 回総会に予備採択を諮ることに合意した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告した。 (結論) 予備採択された。

4.7 食品添加物部会 (CCFA)

(2023 年 3 月に開催された第 53 回 CCFA から提出されている文書⁸⁾)

事項	概要
最終採択	
食品添加物の一般規格 (GSFA) (CXS 192-1995) における食品分類 01.1.1 のクエン酸三ナトリウム	第 51 回 CCFA (2019 年) において、食品分類 01.1.1 (液状乳 (プレーン)) へのクエン酸三ナトリウム (INS 331 (iii)) の使用に関する条項案について第

⁸⁾ 第 106 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/106-7.pdf>

(INS 331 (iii)) に関する食品添加物規定の収載 (ステップ 8)	42 回総会 (2019 年) にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意。しかし、第 42 回総会においてアフリカの国々が、使用に技術的正当性がない等の理由により、採択に懸念を示したことから、採択を支持する意見が多く出されたものの、議論が膠着状態となり、CCFA に戻して再度議論することになった (ステップ 5 で予備採択)。第 52 回 CCFA (2021 年) では、使用の技術的正当性等に関する情報を収集するため CL を回付することに合意した。 第 53 回 CCFA では、この CL への回答に基づいて作成された討議文書により議論が行われ、クエン酸としての使用条件を認める新たな注釈を付して、ステップ 8 で第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意した。新たな注釈を付した条項案について、ケニアとセネガルが留保した。 第 53 回 CCFA は、すべての技術的事項がこれまでの会合で網羅的に議論されたことに合意し、本部会で下された決定を尊重し、総会で議論を再開しないように促した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。 ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、チャド、キューバ、エチオピア、ガンビア、ケニア、モーリタニア、モロッコ、ナイジェリア、ロシア、セネガル、セイシェル、南アフリカ、スーダン、シリア、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエが、滅菌超高温処理 (UHT) 牛乳への使用について、技術的正当性が不十分であり、製品の性質について消費者に誤解を与えると同時に、品質を損なう可能性があること、長年にわたり、安定剤を使用せず、滅菌と UHT 処理が効果的に行われてきたこと、食品添加物の使用は「液状乳 (プレーン)」の定義に矛盾すること等により、留保を表明した。
--	---

	EU は、採択を支持するが、当該添加物の使用は特定の環境条件を付しており、EU 域内では使用は認められていないとの意見を示した。 ブラジルは、採択を支持し、本件は第 53 回 CCFA で議論を尽くし、注釈により使用条件が付されたこと、最大使用量は安全と考えられること等を述べた。JECFA 事務局からも、提案されている使用条件において安全性への懸念はない旨説明があった。 カメルーンは、アフリカ地域から多くの留保が表明されたため、採択に疑問を示したが、議長から、1 地域の多数の加盟国が留保した場合にも採択することは珍しいことではない旨回答があった。
GSFA の食品分類 14.2.3 における食品添加物条項の収載（ステップ 5/8 及び 8）	第 45 回 CCFA（2013 年）から、食品分類 14.2.3「ブドウ酒」及びその下位分類における「pH 調整剤」及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」の使用に関し、食品添加物条項案が検討、議論されてきたが、食品添加物の最大使用濃度に関して国際ぶどう・ぶどう酒機構（OIV）で設定された基準値を参照する注釈をつけることについて合意に至らず、第 49 回 CCFA（2017 年）において、ステップを留め置き、検討を中止していた。 第 52 回 CCFA（2021 年）において、チリの提案により、検討が再開された。第 53 回 CCFA では、妥協案として示された注釈案「加盟国は OIV におけるワイン醸造規範と一致するよう、使用方法を規定する場合がある」に最終的に合意し、14.2.3「ブドウ酒」及びその下位分類における 10 の条項と注釈をステップ 5/8 及びステップ 8 で第 46 回総会に最終採択に諮ることに合意した。また、第 53 回 CCFA は、執行委員会及び総会に対し、注釈への外部組織の参照は例外的な対応であり、他のいかなる状況においても前例とみなすべきではない旨通知することとし、外部組織の参照は、執行委員会からの助言を踏まえて最小限とされており、将来同様の状況が起こる可能性は低いことを確認した。

	第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。第 84 回執行委員会においても、注釈に外部組織を参照することに関し、LAC 加盟国から懸念が示されたが、第 53 回 CCFA における歩み寄りの結果であること等を確認した。 (結論) 最終採択された。本注釈は、ブドウ酒に当該添加物を使用する特殊な状況のための対応であり、他のいかなる状況においても前例とみなすべきではない例外的なアプローチであることを確認した。 タンザニアは注釈に OIV を含めることについて留保した。 本注釈が例外的なアプローチであることについて、カナダ、米国、ウガンダから強調する発言があった。ウガンダからは、OIV のメンバーシップはコーデックス加盟国の 25%に留まるとの指摘があった。 OIV から、GSFA の関連の食品分類に既に OIV を参照する記述がある、本注釈は複雑な状況下で多様な見解に対応するための歩み寄りの結果である、全てのコーデックス加盟国が、本注釈は OIV の最大使用量と一致させるべきとの意味ではない旨発言があった。他のオブザーバー (FIVS (国際ワイン・スピリッツ協会)) は、OIV の意見を支持し、当該添加物の使用の適正製造基準 (GMP) は設定されているものの、この注釈により、OIV のガイドラインに沿って数値基準を設定することが可能となり、貿易障壁を防止し、ワインの国際貿易の促進につながる旨発言があった。
食品分類 12.2.1 及び 12.2.2 の説明文の改訂	GSFA の食品分類 12.2.1 「ハーブ及び香辛料」及び 12.2.2 「香料及び調味料」の説明文を改訂するもの。第 53 回 CCFA はこの改訂案を総会に採択に諮ることに合意した。

	(結論) 採択された。
GSFA の表 3 への 5 つの食品添加物の収載 (ステップ 5/8)	第 53 回 CCFA は、第 92 回 (2021 年) 及び第 95 回 JECFA 会合 (2022 年) の結果を受けて、GSFA の表 3 に 5 つの食品添加物⁹を含めることに合意し、ステップ 5/8 で第 46 回総会に最終採択に諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の修正原案 (ステップ 5/8)	食品添加物の国際番号システム (INS) に掲載されている食品添加物の削除、分類及び用途の変更を行うもの。第 53 回 CCFA は、ステップ 5/8 で第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
食品添加物のコーデックス仕様書のリストへの収載のための仕様書原案 (CXA 6-2021) (ステップ 5/8)	第 92 回 JECFA (2021 年)、第 95 回 JECFA (2022 年) において作成された仕様書原案について、ステップ 5/8 で第 46 回総会に最終採択を諮ること及び採択に伴い、食品添加物のコーデックス仕様書のリスト (CXA 6-2021) を修正することに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
GSFA の食品添加物条項案及び既	第 53 回 CCFA は、GSFA の食品添加物条項案、原

⁹ 合成リボフラビン (INS 101(i))、リボフラビン 5' - リン酸エステルナトリウム (INS 101(ii))、 *Bacillus subtilis* 由来リボフラビン (INS 101(iii))、 *Ashbya gossypii* 由来リボフラビン (INS 101(iv))、スピルリナ抽出物 (INS 134)

採択条項の改訂（ステップ 8 及びステップ 5/8）	案、及び改訂案について、ステップ 8 及びステップ 5/8 で第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。 GSFA のカロテノイドの条項の改訂に関連し、EU から、JECFA が準備中のカロテノイド類に関する新たなデータ募集について、このデータ募集により、JECFA による暴露評価の更新はカロテノイド類の実際の使用に基づいて行われることが確保され、また、この情報により CCFA はカロテノイドの条項をできるだけ早く見直すことができるとして、重要性を強調する発言があった。
GSFA の食品分類 02.1.2 への脂肪酸モノグリセリド及び脂肪酸ジグリセリド（INS 471）の収載（ステップ 5/8）	第 27 回 CCFO（2021 年）は、第 52 回 CCFA（2021 年）からの照会を受け、バージンオイル及び低温圧搾油を除く「名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）」に適合した製品において INS 471 の消泡剤としての使用の技術的正当性を確認したことから、第 53 回 CCFA はステップ 3 に保留していた食品分類 02.1.2（植物油脂）における INS 471 に関する条項案をステップ 5/8 で第 46 回総会に最終採択を求めることに合意した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。
GSFA の食品分類 02.1.2 への 3 つの条項の収載	GSFA の食品分類 02.1.2（植物油脂）にポリグリセリン脂肪酸エステル（INS 475）、ソルビタン脂肪酸エステル（INS 491-495）及びステアロイル乳酸塩類（INS 481(i)、482(i)）を収載するとともに注釈 356、XS33、XS325R、B1 を適用するもの。

	第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
GSFA の注釈 488 及び 502 の改訂	ケイ酸カリウム (INS 560) は JECFA の仕様書がないため、注釈 488 及び 502 から削除するもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
GSFA の食品分類 14.1.4 における安息香酸塩類の条項の注釈 301 の削除	食品分類 14.1.4 (「スポーツ」、「エネルギー」、または「電解質」飲料及び粒子を含む飲料などの水を主原料とする香料入り飲料) の安息香酸塩類に関する条項について、第 92 回 JECFA (2021 年)、第 95 回 JECFA 会合 (2022 年) による評価完了に伴い、第 53 回 CCFA は、注釈 301 を削除することに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
GSFA の表 1 及び表 2 のグループ「リボフラビン類」ヘッダーへの <i>Ashbya gossypii</i> 由来リボフラビン (INS 101(vi)) の収載	第 92 回 JECFA (2021 年) 及び第 95 回 JECFA 会合 (2022 年) の結果を踏まえて、GSFA の表 1 及び表 2 のグループヘッダー「リボフラビン類」に <i>Ashbya gossypii</i> 由来リボフラビン (INS 101(vi)) を含めるもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。

乳・乳製品部会（CCMMP）の 7 規格、加工果実・野菜部会（CCPFV）の 3 規格、栄養・特殊用途食品（CCNFSDU）の 6 規格、アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）の 1 規格、ヨーロッパ地域調整部会（CCEURO）の 1 規格、CCNFSDU の 1 ガイドラインとの整合に伴う GSFA 添加物条項の改訂	CCMMP の 7 規格¹⁰、CCPFV の 3 規格¹¹、CCNFSDU の 6 規格¹²、CCAFRICA の 1 地域規格¹³、CCEURO の 1 地域規格¹⁴、CCNFSDU の 1 ガイドライン¹⁵の食品添加物条項の改訂との整合に伴い、GSFA の食品添加物条項の改訂を行うもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。
様々な食品分類における甘味料の添加物条項の改訂	第 42 回総会（2019 年）は、GSFA の甘味料の使用に係る注釈 161（Subject to national legislation of the importing country aimed, in particular, at consistency with Section 3.2 of the Preamble.）について、代替の注釈（477、478）に置き換えることに合意した。第 53 回 CCFA は、GSFA の甘味料に付記された注釈の一貫性を保つことを目的として、注釈 161 が付いていない採択済みの甘味料の添加物条項に関して検討を行い、第 46 回総会に改訂案の採択を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。
CCMMP の 7 規格、CCPFV の 3 規格、CCNFSDU の 6 規格、	上述の GSFA の修正に加え、整合作業の結果として、CCMMP の 7 規格、CCPFV の 3 規格、CCNFSDU

¹⁰ 粉乳及び粉末クリームに関する規格（CXS 207-1999）、乳脂肪スプレッドの規格（CXS 253-2006）、モッツアレラの規格（CXS 262-2006）、無糖練乳の規格（CXS 281-1971）、脱脂加糖練乳の規格（CXS 282-1971）、食用カゼイン製品に関する規格（CXS 290-1995）及びデイリーパーミエイトパウダーの規格（CXS 331-2017）

¹¹ マンゴーチャツネの規格（CXS 160-1987）、コチュジャンの規格（CXS 294-2009）及びチリソースの規格（CXS 306-2011）

¹² 乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CXS 72-1981）、ベビーフード缶詰の規格（CXS 73-1981）、シリアルベースの乳幼児用加工食品の規格（CXS 74-1981）、フォローアップミルクの規格（CXS 156-1987）、体重のコントロールを目的とした食品の組成の規格（CXS 181-1991）、減量を目的とした低熱量食品の組成の規格（CXS 203-1995）

¹³ シアバター地域規格（CXS 325R-2017）

¹⁴ シャントレル（キノコの種類）の地域規格（CXS. 40R-1981）

¹⁵ Ready-to use Therapeutic Foods のガイドライン（CXG 95-2022）

CCAFRICA の 1 規格、CCEURO の 1 規格、CCNFSDU の 1 ガイドラインの食品添加物条項の改訂	の 6 規格、CCAFRICA の 1 規格、CCEURO の 1 規格、CCNFSDU の 1 ガイドラインの食品添加物条項を改訂するもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改定	
GSFA の新規食品添加物条項の提案	第 53 回 CCFA において提案された、GSFA への新規食品添加物条項の収載及び既存の条項の改訂に関する新規作業（ステップ 2）。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告した。 (結論) 承認された。
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト	第 53 回 CCFA で修正された JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの承認を諮るもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告した。 (結論) 承認された。
作業中止	
GSFA の食品添加物条項案及び原案	第 53 回 CCFA で作業を中止することに合意した GSFA の食品添加物条項の案及び原案について、規格の策定作業を中止するもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、作業中止の承諾を勧告した。 (結論) 中止された。
既存のコーデックス文書の廃止	
GSFA の食品添加物条項	第 53 回 CCFA で合意した GSFA の既存の食品添加

	物条項の案及び原案の最終採択に伴い関連条項を廃止するもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、廃止への合意を勧告した。 (結論) 廃止された。
--	---

(その他の議論)

- ・ 議長から、CCFA について、採択を諮るための膨大な文書案が総会に提出されており、かなり生産性の高い作業が行われている、これは CCFA とホスト国の中国が、議題を効率的に管理し、各国の代表団との間で調和的な雰囲気を作っていることによるものであるとして、その多大な努力に感謝が表明された。
- ・ EU から、第 53 回 CCFA の報告書に含まれたように、JECFA からの暴露データの要請には頑健で世界的に適用可能な使用データが提供されるべきであり、このようなデータは、JECFA の評価が CCFA のリスク管理の決定に適切に適用されることを保証するために必要であるとの発言があった。この意見を踏まえ、今次総会は、ステークホルダーに対し、食品添加物とその使用に関する正確で信頼できるデータと情報を JECFA に提供するよう奨励する旨、報告書に含まれた。

4.8 食品汚染物質部会 (CCCF)

(2023 年 4 月に開催された第 16 回 CCCF から提出されている文書¹⁶⁾)

事項	概要
最終採択	
キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範案 (ステップ 8)	生産工程の各段階において、小規模から大規模までの生産者が適用可能な、キャッサバ及びキャッサバ加工品のかび毒 (アフラトキシン、オクラトキシン A) 汚染の防止及び低減に関する実施規範を策定するもの。第 14 回 CCCF (2021 年) で新規作業開始に合意し、第 44 回総会 (2021 年) で承認。第 45 回総会で予備採択 (ステップ 5)。 第 16 回 CCCF において修正した実施規範案をステップ 8 で第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意。

¹⁶⁾ 第 106 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/106-7.pdf>

	第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
直接消費乳幼児用調理食品中の鉛の最大基準値 (ML) (ステップ 8)	特定の食品群中の鉛の ML 設定について、第 42 回総会 (2019 年) で新規作業承認。第 45 回総会 (2022 年) では、0.02 mg/kg の ML 原案を予備採択 (ステップ 5)。 第 16 回 CCCF に向けて、作業部会では、予備採択された ML 案では穀類を含む製品の違反率が 5%を超える可能性があることから、より高い ML (0.03 mg/kg) の設定や穀類を含む製品の適用除外についても検討されたが、第 16 回 CCCF において、日本を含む多くの国から支持のあった 0.02 mg/kg の ML 案に合意し、第 46 回総会にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
ソフトブラウンシュガー、粗糖及び遠心分離されていない砂糖の鉛の ML (ステップ 5/8)	特定の食品群中の鉛の ML 設定について、第 42 回総会 (2019 年) で新規作業承認。 第 16 回 CCCF に向けて、作業部会では、粗糖及びブラウンシュガーに関して、理論上は精製糖や白砂糖よりも高い濃度の鉛を含有しうること等から、遠心分離されていない砂糖類を含めた上で、精製糖の ML (0.1 mg/kg) よりわずかに高い ML 原案 (0.15 mg/kg) が検討された。第 16 回 CCCF においても幅広い支持があり、第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論)

乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、乾燥トウガラシ、パプリカ及びナツメグ中のオクラトキシンの ML (ステップ 5/8)	最終採択された。 第 12 回 CCCF (2018 年) にスパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 78-2017) を実行し、3 年後に新たに収集した実態調査データ等に基づき議論を再開することに合意。第 14 回 CCCF (2021 年) では、新たに収集したデータに基づいて ML 原案を含む討議文書の策定に合意。 第 15 回 CCCF (2022 年) では ML 原案の合意に至らなかったが、第 16 回 CCCF では前回会合のコメント等を考慮して新たな原案について検討し、それぞれ、20 µg/kg の ML 原案を第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。総アフラトキシンの ML について、EU、ノルウェー、スイスが留保した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。ML は、十分なデータが GEMS/Food に提出された場合には 3 年以内に見直しを実施できることを確認した。 以下の加盟国が留保した。 ・ エジプト: 乾燥トウガラシとナツメグの総アフラトキシンの ML と乾燥トウガラシとナツメグのオクラトキシンの ML について、遺伝毒性発がん物質であるため。エジプトではこれらの品目の消費量が高く、合理的で達成可能な限り低くすべきため。 ・ EU、ノルウェー、スイス: 乾燥トウガラシとナツメグの総アフラトキシンの ML について、遺伝毒性発がん物質であり、公衆衛生上問題であり、できるだけ低くすべきため。優良規範の適用により、より低いレベルが達成可能であるため。
---	---

	ウガンダから、第 45 回総会で採択された穀物中のアフラトキシンの見直しの進め方について質問があった。また、オブザーバー（IFT（Institute of Food Technologists））は、3 年後の見直しの必要性和国際基準が設定されていない他のスパイス類の検討の必要性を強調し、気候変動の影響により、国際貿易される製品中のカビの成長が進み、消費者の食品安全上のリスクが懸念される旨発言があった。 CCCF 議長から、a) ML の見直しは十分なデータが集まるか次第であり、データの提出を加盟国に奨励する議長レターを発出する、また、b) このアプローチにより、コーデックスでまだ設定されていない ML を追加する提案を検討する柔軟性が提供される旨説明があった。
乳幼児用食品を含む特定の穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンのサンプリングプラン（ステップ 5/8）	第 42 回総会（2019 年）で新規作業承認。第 15 回 CCCF（2022 年）において、第 45 回総会（2022 年）に特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンの ML 原案をステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意したが、サンプリングプランは合意に至らず、トウモロコシの粉、セモリナ、フレーク及び乳幼児用穀類加工品のサンプリングプラン、加工向けトウモロコシ穀粒、ソルガム、玄米、精米のサンプリングプラン及び総アフラトキシンの分析法の性能規準に関して引き続き議論が行われることになった。 第 16 回 CCCF は、合意したサンプリング及び性能基準に関し、第 42 回 CCMAS に承認を求めること、第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。最終採択後は、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（GSCTFF）に収載される。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論）

	最終採択された。
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改定	
シガテラ中毒の防止又は低減のための実施規範/ガイドライン（ステップ 1）	気候変動などの要因により世界的な健康問題であるシガテラ中毒の防止又は低減のための実施規範又はガイドラインを作成するもの。 第 11 回 CCCF（2017 年）において、FAO/WHO に科学的助言を求めることに合意。第 15 回 CCCF では、FAO/WHO の報告書に基づき議論され、EWG を設置し、関連の国際機関の取組を踏まえ、シガテラ中毒防止のための実施規範またはガイドラインの作成に関する討議文書を作成することに合意。 第 16 回 CCCF において、実施規範またはガイドラインの策定作業を開始することに幅広い支持があり、第 46 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意。実施規範かガイドラインかは今後検討することになった。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、新規作業承認を勧告した。 （結論） 承認された。
作業中止	
パプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシンの ML、ショウガ、コショウ及びターメリック中のオクラトキシンの ML	第 16 回 CCCF において、ML を設定しないことに幅広い支持が得られ、作業を中止することに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、作業中止の承諾を勧告した。 （結論） 中止された。

4.9 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）

（2023 年 5 月に開催された第 26 回 CCFICS から提出されている文書¹⁷）

事項	概要
最終採択	

¹⁷ 第 107 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/107-1.pdf>

国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案（ステップ 5/8）	輸出国と輸入国の食品管理システムもしくはその一部の同等性の適切な利用を支援するためのガイドラインを作成するもの。第 40 回総会（2017 年）で新規作業承認。第 26 回 CCFICS は、本ガイドライン原案を第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。 総会は、さらなるコメントは CCFICS で継続中の同等性に関するガイドラインの統合作業において提出されるべき旨確認した。 また、CCFICS に対し、同等性に関する複数の文書の統合作業を優先的に進めるよう要請した。
規制枠組みにおける遠隔監査及び監視利用に関する原則及びガイドライン原案（ステップ 5/8）	第 25 回 CCFICS（2021 年）において豪州から討議文書が示され、提案内容が支持された。EWG を設置して討議文書及びプロジェクトドキュメントを作成し、第 26 回 CCFICS にて検討することとしていたが、新型コロナウイルスの流行により遠隔監査の導入の緊急性が高まったことから、CCFICS での規格策定作業を迅速に開始するため、EWG が作成した討議文書とプロジェクトドキュメントは CCFICS 議長国から第 83 回執行委員会（2022 年 11 月）に新規作業として直接提出された。第 45 回総会（2022 年）にて新規作業として承認された。 第 26 回 CCFICS は、ガイドラインのタイトルを the Use of Remote Audit and Verification から the Use of Remote Audit and Inspection に変更する等の修正を行い、本ガイドライン原案を第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論）

	最終採択された。 修正や改訂の提案は次回 CCFICS に提出されるべき旨確認された。 本作業の迅速な対応が称賛された。
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改定	
食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則（CXG 60-2006）の更新及び改訂	第 25 回 CCFICS（2021 年）において、「食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則（CXG 60-2006）」に関し、技術の中立を保ちながら、現在及び新たな規制や業界の優れた実践例とサポート技術の進歩を考慮するための更新と改訂が提案された。第 26 回 CCFICS は、第 46 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告した。 （結論） 承認された。

（その他の議論）

最終採択された 2 文書に関連し、複数の加盟国から、定義や条件の明確化等の意見が示された。キューバは、第 45 回総会（2022 年）で要請した内容を取り上げ、技術的課題を抱えた小規模な国内地域生産者が遠隔監査と検証に関連する技術の意識を高め、能力を構築することができるよう、政府間機関からの各国への技術的支援の提供を再度要請した。また、貿易への潜在的な悪影響や小規模生産者が損害を被ることを防ぐため、CCFICS に対し、同等性を判断するための要件を明確にし、同等性の承認と維持に関する条件の明確化を求めた。

CCFICS 議長（豪州）から、同等性の承認と維持に関するガイドラインの策定には 10 年近く要した、CCFICS において、同等性に関する複数のコーデックス文書の統合作業が継続中であり、今次総会で提起された同等性の文書に関する技術的なコメントは次回部会での検討のために提出してほしい、遠隔監査及び監視利用に関するガイドラインの作成時に小規模生産者のニーズは考慮されているが、初めて詳細に作成された文書であることから、今後、生産者間で得られた経験を考慮して、必要に応じて改訂する機会があると考えている旨説明があった。

FAO から、FAO が加盟国にコーデックス規格を実施するための能力開発を支援することは可能だが、加盟国から FAO への具体的なニーズ表明と要請があった場合にのみ支援

を提供できる旨説明があった。

米国から、複数の同等性の文書があり、CCFICSにおいて、この統合作業を優先的に進めることが重要だとの意見が示された。中国から、採択を支持し、遠隔監査と監視が、COVID-19 パンデミックの間にうまく活用され、消費者の健康保護と貿易の円滑化に役立った旨、また、アラブ首長国連邦（UAE）から、1 つの国のさまざまな場所にいる食品事業者や検査官にアドバイスを提供するために使用されるスマートフォンアプリケーションの開発において、コーデックス文書が使用されている旨、経験が共有された。

4.10 食品表示部会（CCFL）

（2023 年 5 月に開催された第 47 回 CCFL から提出されている文書¹⁸）

事項	概要
予備採択	
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の改訂原案：アレルゲン表示に関する条項（ステップ 5）	第 45 回 CCFL（2019 年）において、GSLPF のアレルゲン表示に関連する規定を見直し明確化する作業及び予防的アレルゲン又は注意表示（precautionary allergen or advisory labelling）に係るガイダンス策定作業を開始することに合意。また、GSLPF のアレルゲンのリストの妥当性等について、FAO/WHO に科学的助言を求めることとなった。第 42 回総会において新規作業承認。 GSLPF のアレルゲン表示関連規定の見直しに関し、第 47 回 CCFL は、食物アレルゲンのリスク評価に関する FAO/WHO 合同専門家会議の報告書を踏まえて検討作業を行い、第 46 回総会に予備採択を諮ることに合意。（予防的アレルゲン表示ガイダンス作成作業は継続中） 第 84 回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告した。 （結論） 予備採択された。 オブザーバー（AOECS（Association Of European Coeliac Societies））から、セリアック病の定義に最近の研究が反映されていない等、検討が必要な箇

¹⁸ 第 107 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/107-1.pdf>

	所があるため、予備採択は時期尚早との意見が示された。議長から、他の予備採択された文書についても、ステップ 6 でコメントを提出可能である旨示された。
e コマースを介して提供される包装食品の食品情報に関する規則についてのガイドライン原案（ステップ 5）	インターネット販売は増加していることを理由に、インターネット販売における食品表示に関するガイドラインの作成を行うもの。第 42 回総会（2019 年）で新規作業承認。当初、本ガイドラインは GSLPF の補足文書と位置付けていたが、第 47 回 CCFL では本ガイドラインを独立した文書として作成すること、WTO の定義を基にした e コマースの定義等に合意し、第 46 回総会に予備採択を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告した。 （結論） 予備採択された。
食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの利用に関するガイドライン原案（ステップ 5）	技術革新を利用した食品表示に関するガイドラインを提供するため、GSLPF（CXS 1-1985）及び関連するコーデックス文書を改定並びに新たな補足的な文書を策定するもの。第 44 回総会（2021 年）で新規作業承認。 第 47 回 CCFL では、本ガイドラインを独立した文書として作成すること、タイトルに食品表示に関する情報の提供であることを明確化するための追記を行うこと等に合意し、第 46 回総会に予備採択を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告した。 （結論） 予備採択された。
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改定	
GSLPF の修正：ジョイントプレゼンテーション及び詰め合わせ包	詰め合わせ包装食品の販売が増加していることをうけ、これらの表示に対処するため GSLPF の修正

装食品の表示（ステップ１）	を行うもの。 第 44 回 CCFL（2017 年）においてコロンビアから提案された。第 45 回 CCFL（2019 年）及び第 46 回 CCFL（2022 年）では、提出された討議文書を基に議論したが、すでに GSLPF があることから当該表示に係る新規作業を開始する正当性が不明であるとの意見が出された。第 47 回 CCFL において新規作業の必要性について、再提出された討議文書を基に引き続き議論され、作業開始に合意、第 46 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、新規作業承認を勧告した。 （結論） 承認された。
---------------	--

4.11 分析・サンプリング法部会（CCMAS）

（2023 年 6 月に開催された第 42 回 CCMAS から提出されている文書¹⁹）

事項	概要
最終採択	
分析法、分析規準、サンプリングプランの承認（分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への分析法及び性能規準の収載、GSCTFF へのサンプリングプランの収載）	第 42 回 CCMAS は、CCNFSDU、CCAFRICA、CCASIA、CCNASWP 及び CCCF によって提案された分析法、分析法の性能規準、サンプリング法について検討し、承認したもの²⁰について、第 46 回総会に採択を諮ることに合意。 また、第 38 回 CCMAS（2017 年）において、作業可能なパッケージごとに作業を行っていくことに合意したことを契機として続いている分析・サン

¹⁹ 第 107 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/107-1.pdf>

²⁰ CCNFSDU：乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳の規格（CXS 72-1981）に記載されるビタミン B12、総アミノ酸（タウリン及びトリプトファンを除く）、トリプトファンの分析法
 CCAFRICA：乾燥肉の地域規格の分析法
 CCASIA：バチルス属（*Bacillus species*）を使って発酵させた大豆製品（納豆等）の地域規格の分析法、植物の葉で包んだ調理米の地域規格の過酸化物質の分析法
 CCNASWP：発酵ノニ果汁飲料の地域規格のスコポレチンとデアセチルアスペルロシド酸、Brix 値の分析法
 CCCF：牛乳や果実缶詰等の多種品目中の鉛及びカドミウムの分析法の性能規準、穀物中の総アフラトキシンに関するサンプリング法（CCCF から提案されたサンプリング法を一部修正）

	プリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新作業について、第 42 回 CCMAS は、油脂、穀類・豆類及び加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新案、乳製品分析法の一部修正について、第 46 回総会に採択を諮ることに合意。 第 85 回執行委員会（2023 年 11 月）は、総会に、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。 個別食品規格の分析・サンプリング法条項は、手続きマニュアルに従って、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の参照に置き換えられる。
サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改定（ステップ 8）	よりユーザーフレンドリーなガイドラインとするため、既存のガイドラインを改定するもの。第 41 回総会（2018 年）で新規作業承認。第 44 回総会（2021 年）で予備採択（ステップ 5）。 第 42 回 CCMAS は、CXG 50 の改定案を第 46 回総会に最終採択に諮ることに合意。また、関連する部会に対して CXG 50 の改定を通知し、各々のサンプリングプランの見直しを依頼することに合意。 サンプリングプランのアプリケーションを含む e-book は情報提供文書として、引き続き作成に取り組むことに合意。 第 85 回執行委員会は、総会に、最終採択を勧告した。 （結論） 最終採択された。
既存のコーデックス文書の廃止	
分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の分析法	CCCF 関係の規格に含まれる分析法、油脂の分析法、穀類・豆類の分析法、加工果実・加工野菜の分析法、乳製品の分析法について、点検の結果、一部を廃止するもの。 第 85 回執行委員会は、総会に、廃止を勧告した。

	(結論) 廃止された。
汚染物質の一般分析法 (CXS 228-2001)	多種品目中の鉛及びカドミウムの分析法の性能規準が合意されたことに伴い、CXS 234 に掲載されている鉛及びカドミウムの分析法を削除するとともに、汚染物質の一般分析法 (CXS 228-2001) を廃止するもの。 第 85 回執行委員会は、総会に、廃止を勧告した。 (結論) 廃止された。

(その他の議論)

CCMAS 議長 (ハンガリー) から、加盟国に対し、CCMAS の活動の支援への感謝が表明された。また、部会の成果物を確認しやすくするため、分析法とサンプリング法のデータベースを開発することとしており、この作業を進めるため、加盟国とコーデックス事務局に追加の支援をお願いしたいとの要請があった。

4.12 残留農薬部会 (CCPR)

(2023 年 6 月～7 月に開催された第 54 回 CCPR から提出されている文書²¹⁾)

事項	概要
最終採択	
食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 原案 (ステップ 5/8)	食品又は飼料中の農薬について、第 54 回 CCPR で 30 農薬の MRL 原案についてステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。 21 農薬の MRL 原案に EU とスイスが留保した。 第 85 回執行委員会は、総会に、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ エジプト、UAE : Broflanilide (326) について、 国において利用できる毒性データが足りな

²¹ 第 108 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.aff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/108-5.pdf>

	いたため。WHO から、Broflanilide (326) は、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) において、標準手続きに沿って、利用可能なデータに基づいて評価されたこと、ラットでは、1 日あたり 95 mg/kg bw の LOAEL (最小毒性量) で腫瘍が観察され、ADI は 0.02 mg/kg bw/day に設定されたこと、これにより、少なくとも 4750 の安全マージンが確保されたこと、JMPR は、この ADI は十分保護的であると結論付けたことが説明された。 • EU、ノルウェー、スイス : 21 農薬の MRL 原案について、EU における評価が未完了であること、EU と JMPR における評価結果の差等のため。 オブザーバー (NHF (NATIONAL HEALTH FEDERATION)) は、エジプトと EU 等の意見を支持し、JMPR のリスク評価では、真の食品安全リスクを決定するために、農薬の累積効果と相乗効果が考慮されたのかとの疑問を示した。WHO から、複数のハザードからの残留物に対する相互暴露を考慮する必要がある、この問題は FAO/WHO の科学的助言機関によって検討されている、現在の解決策は、評価対象の化学物質が同様の特性と暴露シナリオを持っている状況に限定されており、さらに開発が必要な科学分野であるとの回答があった。
オクラ、マルティニア及びローゼルを含むペッパーのグループ/サブグループのコーデックス MRL (CXL) の修正	オクラの MRL の設定に関して、第 54 回 CCPR は、マルティニア、ローゼル及びオクラを含む現在のサブグループ 12B の分類や代表作物はそのままとし、オクラ等には当該サブグループの CXL を暫定的に適用する旨の注記を付すことに合意した。本件は、この決定を実施するために結果的に生じるペッパーのグループ/サブグループの CXL の修正について、第 46 回総会に採択を諮るもの。第 85 回執行委員会は、総会に、採択を勧告した。

	(結論) 採択された。
食品及び飼料のコーデックス分類（CXA4-1989）の改訂と食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス（CXG 84-2012）の修正：クラス B とクラス E 及びこれらに属する各種食品分類の代表食品の例に関する表（ステップ 5/8）	第 29 回総会（2006 年）で新規作業承認。近年の国際貿易の実態を踏まえて、CXA 4-1989 の改訂作業が進められてきたもの。第 54 回 CCPR では、クラス B（動物由来の一次食品）に両生類・は虫類及び無脊椎動物のグループを新設し、従来使用されてきた家禽類（poultry）の用語に代わり、鳥類（avian）の用語を使用する修正を行うこと、また、クラス E（動物由来の加工食品）の複数のグループをサブグループに分割すること（乾燥肉と魚製品）や新たな品目の追加について合意。さらにこれらに整合するよう、各グループ及びサブグループの代表食品の例を修正すること、第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意。 第 54 回 CCPR での作業で、2006 年からの改訂作業が終了した。 第 85 回執行委員会では、ヨーロッパ地域調整国から、最終採択は支持するが、第 54 回 CCPR において、本分類中にワシントン条約に掲載されている絶滅危惧種の海洋哺乳類が含まれていることに関する EU の懸念について議論され、その際コーデックス事務局から、本件は部会ではなくより高いレベルで議論されるべきとの指摘があったが、そのような議論がクリティカルレビューの作業文書で言及されていない旨懸念が表明された。また、絶滅危惧種に関する問題は、食品及び飼料分類の再検討の可能性を排除することなく、次期コーデックス戦略計画 2026-2031 の策定の議論において、検討できるのではないかと意見が示された。ヨーロッパ地域代表も、この意見を支持し、絶滅危惧種の取扱いに関する問題は、コーデックス戦略計画 2026-2031 の議論の一部として、あるいは、その議論とは別に、生物多様性の損失に関する議論と絡めて検討していくべきとの意見を示した。他の多

	くのメンバーは、コーデックスのマンデート外であり、次期戦略計画で取り扱うべき事項ではないとして、支持しない旨表明した。コーデックスで本件を議論すべきかどうかに関し、様々な意見が表明されたが、最終的に、第 85 回執行委員会の結論としては、総会に食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改訂の最終採択を勧告することとし、この問題については、関心ある地域代表あるいは地域調整国が、将来の執行委員会で議論するために、文書を自由に用意できることを確認した、に留められた。 （結論） 最終採択された。 （分類の改訂作業が完了した。） EU 及びスイスは、本分類にはワシントン条約に掲載されている絶滅危惧種が含まれており、同条約との矛盾につながる可能性がある旨懸念を表明し、本分類の前文（Foreword）に留保を表明した。 （前文には、本分類が他の分野における国際協定に矛盾することを意図したものではないこと、また、改訂された分類にワシントン条約において認められている絶滅危惧種が含まれているが、そのような種に由来する品目の取引を促進するとはみなされないことが明確に記載されていないため。） 米国から、コーデックス規格は任意規格であり、加盟国が他の場で履行した条約上の義務を変更するものではなく、また、条約上の義務は加盟国によって様々であり、コーデックス文書にそれらの義務を全て列挙し始めるのは生産的ではないため、分類は変更せずに採択するのが最善の方法だと意見があった。日本は、この意見を支持するとともに、コーデックスのマンデートは、特定の品目や利用可能なリスク管理オプションを除外することなく、消費者の健康を保護し、食品貿易の公正な確保
--	---

	に取り組むことであり、生物多様性の損失の問題の重要性は認識しているものの、絶滅危惧種に関連する問題はコーデックスのマンデート外である旨意見を示した。
食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) の修正 : MRL 適用及び分析部位 (各種熱帯及び亜熱帯果物 (皮は非食用) 及び油糧作物)	各種熱帯及び亜熱帯果物 (皮は非食用) 及び油糧作物における MRL 適用部位及び分析部位に関し、第 54 回 CCPR は、MRL 適用及び分析部位のガイドライン (CXG 41-1993) と改訂された食品及び飼料のコーデックス分類との比較に基づく修正案を第 46 回総会に採択を諮ることに合意した。各種熱帯及び亜熱帯果物 (皮は非食用) については、エクアドルから、本グループに含まれるバナナを非食用の皮を取り除いたうえで分析すること等が提案されたが、皮が付いたまま貿易されるなどの理由から支持されなかった。 第 85 回執行委員会は、総会に、採択を勧告した。 (結論) 採択された。
結果として生じる修正 : - 食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) : クラス A とクラス D へのグループの追加 - 食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス (CXG 84-2012) : グループ 12C の改訂	クラス A (植物由来の一次食品) 及びクラス D (植物由来の加工食品) について、2022 年の JMPR 会合からの新しい MRL 勧告を農薬の MRL データベースに含めるために、食品及び飼料のコーデックス分類の結果的な修正として、食品コードが追加された。 JMPR からの説明を踏まえ、表 2 のサブグループ 12C (なす類) の代表作物にスイートペッパー (ピーマン) やチリペッパー (とうがらし) を加え、これらの作物残留データをなす類に外挿できるようにするもの。 第 85 回執行委員会は、総会に、修正を勧告した。 (結論) 採択された。
新規作業	
JMPR による評価/再評価のための	2024 年の JMPR が優先的に評価 (新規評価、定期

コーデックススケジュールと優先リスト	的再評価)を行うべき農薬のリスト及びそのスケジュール案。 第 85 回執行委員会は、総会に、承認を勧告した。 (結論) 承認された。
長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質 (CRM) の純度と安定性のモニタリングのガイダンス作成	長期保管された標準物質の純度の安定性とモニタリングに関するガイダンス作成を行うもの。 第 51 回 CCPR (2019 年) において、農薬残留物を分析する際に使用する CRM 等の標準物質は、有効期限が切れると使用することができず、特に途上国にとって新たに CRM を入手するのは困難であることや、適切に保管されていれば、有効期限を過ぎても CRM の純度等に大きな変化がないことを踏まえ、インドとアルゼンチンにより CRM を含む標準物質の有効活用に関して提案された。 第 54 回 CCPR は、第 46 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意。 第 85 回執行委員会は、総会に、承認を勧告した。 (結論) 承認された。
既存のコーデックス文書の廃止	
MRL 適用及び分析部位のガイドライン (CXG 41-1993)	本ガイドラインの内容は、食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) の改訂により、同分類に包含されることになるため、第 46 回総会に廃止を要請するもの。 第 85 回執行委員会は、総会に、廃止を勧告した。 (結論) 廃止された。
廃止が提案された CXL	食品又は飼料中の農薬について、第 54 回 CCPR での合意に基づき既存の 18 農薬に関する CXL を廃止するもの。 第 85 回執行委員会は、総会に、廃止を勧告した。

	(結論) 廃止された。
作業中止	
ステッププロセスから取り下げられた MRL 案/原案	食品又は飼料中の農薬について、第 54 回 CCPR での合意に基づき 4 農薬の MRL 案の作業を中止するもの。 第 85 回執行委員会は、総会に、作業中止を勧告した。 (結論) 中止された。
その他（報告）	
農薬と動物用医薬品の両方で使用される物質への調和のとれた/単一の MRL の設定に関する CCPR と CCRVDF の合同 EWG の TOR の修正	第 44 回総会(2021 年)において、CCPR と CCRVDF による合同 EWG が設置され、農薬と動物用医薬品の両方で使用される物質に関する調和のとれた MRL 設定に関する手続き及び技術的課題について検討してきた。第 54 回 CCPR では、JECFA や JMPR との連携や合同 EWG への支援の継続など、合同 EWG からの 5 つの勧告について第 26 回 CCRVDF の修正を受け入れた上で承認し、第 44 回総会(2021 年)で合意された TOR に 5 つの勧告に含まれるタスクを追加することとした。 第 54 回 CCPR は、合同 EWG の作業状況や TOR の修正を第 46 回総会に通知することに合意。 第 85 回執行委員会は、合同 EWG の作業状況を確認し、両部会の共通の関心事項に関する作業の調整を促進するためのコスト効果的なアプローチであるとして、両部会の良好な協力関係を称賛した。 (結論) 合同 EWG の作業状況を確認し、第 85 回執行委員会同様、合同 EWG の優れた協力の継続を称賛した。また、合同 EWG の設置を含め、TOR の修正を承認した。

(その他の議論)

- EU から、JMPR のモノグラフの公表時期について、CCPR と総会の開催後に公表されるため、MRL の決定時点で加盟国がリスク評価の完全な情報にアクセスすることができない、リスクコミュニケーションの重要な側面であり、改善を求めたいとの懸念と要請が表明された。JMPR 事務局から、JMPR 会合の成果物の種類及びそれらの発行時期について説明があった（サマリーレポート（JMPR 会合の約 2 週間後）、フルレポート（CCPR の会合前）、2 つのモノグラフ（残留及び毒性）（フルレポートの発行後に出版できるよう準備））。また、レポートとモノグラフには、FAO と WHO による技術的な編集と出版許可が必要であるが、出版許可の手続きに時間がかかるため、CCPR に適時に情報提供できるよう、レポートの編集と出版は優先的に行われているとの説明があった。EU から、総会後の公表は好ましくないため改善を求めたいと強く要請があったことを踏まえ、今次総会は、FAO と WHO に対し、モノグラフが適時に利用できるよう、モノグラフの出版プロセスを迅速化する方法を検討するよう奨励する旨、報告書に含まれた。
- CCPR のホスト国の中国から、コーデックス事務局と CCPR の各作業部会の議長の支援に対し、感謝が表明されるとともに、食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改訂による MRL の変更を反映させるため、コーデックスデータベースの見直しのプロジェクトを立ち上げることが重要との発言があった。

4.13 近東地域調整部会（CCNE）

（2023 年 9 月に開催された第 11 回 CCNE から提出されている文書）

事項	概要
予備採択	
マアムール（菓子）の地域規格原案（ステップ 5）	第 10 回 CCNE（2019 年）において、新規作業の開始に合意（サウジアラビアの提案）。第 43 回総会で新規作業承認。第 11 回 CCNE は、品質要件と分析法以外の箇所に合意し、第 46 回総会に予備採択を諮ることに合意。（表示条項と添加物条項の承認に関する記載なし） 第 85 回執行委員会は、総会に、予備採択を勧告した。 （結論） 予備採択された。

4.14 一般原則部会（CCGP）

（2023 年 10 月に開催された第 33 回 CCGP からの提案²²⁾）

事項	概要
承認	
手続きマニュアルの 3 章（部会のガイドライン）のレビュー	第 33 回 CCGP は、手続きマニュアルの 3 章（部会のガイドライン）に関し、部会ホスト国に、現在の慣行を踏まえ、更新すべき箇所を特定するよう依頼すること、コーデックス事務局に、更新案に関する加盟国への意見照会のため、CL を発行するよう要請すること、第 46 回総会に、この作業を CCGP に付託するよう勧告することに合意した。 第 85 回執行委員会は、総会に、承認を勧告した。 （結論） 承認された。
手続きマニュアルの 3 章以外の章における文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容	第 33 回 CCGP は、手続きマニュアルの 3 章以外の章における文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容について、将来総会において CCGP への付託可能性を検討するため、第 46 回総会に、加盟国への意見照会の CL の発行の承認を要請することに合意した。 第 85 回執行委員会は、総会に、承認を勧告した。 （結論） 承認された。

（その他の議論）

今次総会は、FAO 及び WHO の法律部門による既存の手続きの確認に基づき、NGO の代表は、作業部会を含めたコーデックスの会議への出席やコメントの提出において、自らの組織のみを代表できるとの第 33 回 CCGP の合意事項を確認した。

4.15 ジルパテロール塩酸塩（牛の肝臓、腎臓及び筋肉）の MRL 案²³⁾

（経緯）

²²⁾ 第 108 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/108-5.pdf>

²³⁾ 第 103 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>

第 24 回 CCRVDF (2018 年) 及び第 25 回 CCRVDF (2021 年) において、リスク評価の結果に基づき JECFA から提案されたジルパテロール塩酸塩の MRL 原案について議論された。日本は、科学的根拠に基づいた MRL 案が勧告されていること、JECFA によるリスク評価の結果、健康への悪影響が生じる可能性は極めて低いと考えられていること、及び、日本では動物用医薬品としては承認されていないもののインポートトレランス申請により MRL を設定しており貿易の支障とはならないことから、MRL 原案を支持した。米国をはじめとして日本を含む多くの国は JECFA による科学的な評価結果に基づき MRL 案を進めるべき旨主張した一方、EU をはじめ多くの国からは、成長促進等の家畜の治療以外の目的で動物用医薬品の使用を認めるべきではない等、MRL 設定のプロセスを進めるべきではない旨の意見があった。このように MRL 設定のプロセスを進めるべきかどうかについて賛否が分かれ、コンセンサスを得ることができなかった。議長は、一部の国が同意しなかったものの、MRL 案に関して公衆衛生上の懸念はなく JECFA の科学的評価を支持したことに注目しつつ、執行委員会に本件の進め方について助言を求めた。

2021 年の第 81 回執行委員会及び第 44 回総会において本件について議論したが、ステップを進める手続きをとることに合意が得られず、2022 年の第 45 回総会で引き続き議論することになった。

第 45 回総会において、JECFA のリスク評価についての議論では、北米、中南米地域の国を中心に、科学的根拠に基づき評価されているとし、支持する意見が出された一方、タイ、中国等からは、肝臓及び腎臓以外の内臓について、摂取量が多いにもかかわらず評価が行われていないこと等を理由に評価結果は受け入れられないとする意見が出された。MRL 原案の今後の進め方については、EU、タイ、中国等は、MRL 設定のステップを進めることには反対意見を表明し (ステップ 4 を維持)、日本の他、北米、中南米、アフリカの国々はステップを進めることを支持する意見を表明した。この結果、議長から、本件はコンセンサスがないとの判断が下され、二段階で投票が実施された。まず、予備採択 (ステップ 5) するかどうかについては、投票の結果、過半数の賛成が得られたため可決された。その後、ステップ 6 及び 7 を省略し最終採択 (ステップ 8) に進める手続きをとるかどうかについての投票が行われ、3 分の 2 以上の賛成が得られなかったため否決された。この結果、ジルパテロール塩酸塩の MRL 原案は予備採択された (中国が留保)。今後の進め方について CCRVDF の議長から、部会ではこれ以上技術的な議論をする内容はない旨の発言があり、ステップ 6 以降は部会には戻さず総会で進めることとなった。また、次回総会までの間、総会議長・副議長は加盟国と非公式コンサルテーションを開催し、第 46 回総会で引き続き議論することとなった。

(議論)

議長より、ジルパテロール塩酸塩の MRL 案の今後の議論の進め方に関するレターを 11 月 17 日加盟国及びオブザーバー宛発出した旨説明があった。レターの主なポイント

は以下のとおりである。

- ・ 手続きルールに従うと、今次総会開始時点でステップ 7 の段階にある。
- ・ 第 45 回総会で、今後の議論は部会に戻さず総会に留め置かれることになったため、今次総会では、ステップ 8 に進めることの可否について議論する。
- ・ ステップ 8 に進めることについて合意が得られない場合、投票を行う（過半数の賛成が必要）。
- ・ ステップ 8 に進めることが決まった場合、ステップ 8 での最終採択の可否について議論し、合意が得られない場合、投票を行う（過半数の賛成が必要）。

議長より、第 45 回総会において、JECFA のリスク評価は、MRL 案の根拠になると結論づけられた旨（中国、ロシア及びタイは留保）、また、第 45 回総会后、議長及び副議長は約 90 加盟国と非公式コンサルテーションを開催した旨、報告があった。タイから、牛の肝臓、腎臓、筋肉に係る JECFA のリスク評価に同意するが、国によっては大量に摂取している他の組織は評価に反映されておらず、限られた組織のみ評価に勘案されている旨、懸念が表明された。これに対し、議長から、他の組織のリスク評価については、CCRVDF で新たな議題として提案できる旨説明があった。今次総会においても、第 45 回総会の結論である、JECFA のリスク評価が MRL 案の根拠となることが再確認された。

議長から、MRL 案をステップ 8 に進めることが提案された。これに対し、英国から、規格に脚注をつけることが提案されたが、合意が得られなかった。また、EU から MRL 案をステップ 8 に進めることについて唯一許容できるのは、MRL 案をステップ 8 に留める場合である旨主張があったが、合意が得られなかった。

議長は、この議論の初期段階で賛否両論の意見が表明され、イラク、カザフスタン及びサウジアラビアが留保したことに言及した。改めて議長が反対意見を確認したところ、アルジェリア、ボツワナ、イラク、イラン、カタール、シリア、タイ及びチュニジアが留保を、英国は *abstain from acceptance*（規格の受諾拒否）を表明し、中国、EU、ノルウェー、ロシア、スイス、トルコ、UAE 等は反対した。この結果、議長から、本件はコンセンサスが得られなかったとの判断が下され、投票が実施されることとなった。

<投票結果>

賛成:86 票（日本含む）、反対:51 票、棄権:11 票

※可決には投票総数 137 票のうち過半数である 69 票が必要。電子投票システムによる挙手投票方式のため、結果に国名は記録しない。

投票の結果、賛成が過半数を超えたため、MRL 案をステップ 8 に進めることが採択された。

次に、MRL 案をステップ 8 で最終採択するかどうか議論された。中国、EU、イラク、イラン、ノルウェー、ロシア、スイス、タイ、トルコ、UAE 等は反対意見を、英国は *abstain from acceptance*（規格の受諾拒否）を表明した。この結果、議長から、本件はコンセンサスが得られなかったとの判断が下され、投票が実施されることとなった。

<投票結果>

賛成:88 票（日本含む）、反対:49 票、棄権:11 票

※可決には投票総数 137 票のうち過半数である 69 票が必要。電子投票システムによる挙手投票方式のため、結果に国名は記録しない。

投票の結果、賛成が過半数を超えたため、MRL は最終採択された。

（結論）

今次総会では、投票により、牛の肝臓、腎臓及び筋肉を対象としたジルパテロール塩酸塩の MRL が最終採択された。

議題 5. コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）

（概要）

- ・ コーデックス文書の修正（報告）：
 - 一貫性と透明性を改善する目的で、第 45 回総会（2022 年）以降、コーデックス文書に新しいレイアウトを採用。主な変更点は、1)コーデックス文書の表紙に修正・訂正箇所の一覧表を追加、2)用語、スペル、文法の一貫性確保のため FAO の文書の統一形式を採用、3)コーデックス文書中の参照文書の情報を巻末注に記載（本体の参照文書の記載方法に変更はなし）、4)脚注はローマ数字、巻末注はアラビア数字に統一。
 - コーデックス文書は、第 45 回総会に示された様式に変更作業中。5 年のプロジェクトにより全文書の全公用語版の作業を行う。
 - 2023 年 2 月に名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の誤記等を訂正した。
- ・ コーデックス文書のフランス語版の編集上の修正（承認）：FAO のフランス語翻訳グループからコーデックス事務局に、フランス語版の個別食品規格のタイトルに関し、その規格が特定の製品に関連していることをより反映させるため、使用されている前置詞の修正が提案された。

（結論）

総会は報告内容を確認した。また、フランス語版の修正は採択された。

マレーシアから、コーデックス文書の表紙に追加された修正・訂正箇所の一覧表に関

し、表紙以外の場所に掲載すべき、また、表の「Printed text（印刷された本文）」欄のタイトルが不明確で混乱するため、「amendment（修正）」の方が適切との意見が示された。コーデックス事務局から、懸念については、出版部門と相談して、どのように改善を図ることができるか検討するとの回答があった。

オブザーバー（IBFAN）から、乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CXS 72-1981）とフォローアップミルクの規格（CXS 156-1987）中に使用されている“established history of apparent safe use”（明らかな安全な使用の確立された歴史）という用語は意味をなさない（nonsensical）ため、削除すべきとの意見が出された。コーデックス事務局から、本議題では、加盟国が合意した規格の内容の変更は一切扱わず、編集上の修正のみを扱う、指摘の事項は編集上の修正の範囲を超えており、用語の変更または削除の提案は関連の部会（CCNFSDU）に提出すべき旨回答があった。

議題 6. コーデックス部会から総会への付託事項

フルーツジュース及びネクターに関する一般規格（CXS 247-2005）の修正提案 （経緯）

本規格は、元々は、果実・野菜ジュースに関する特別部会（TFFJ）で策定されたが、TFFJ は第 26 回総会（2005 年）で解散したため、現在は加工果実・野菜部会（CCPFV、休会中）が取り扱っている。ブラジルから、グレープジュースの最低 Brix 値に関し、現行の規格では、グレープジュースは、*Vitis Vinifera* L. or hybrids thereof（ヨーロッパブドウ）または *Vitis Labrusca* or hybrids thereof（アメリカブドウ）が同じ最低 Brix 値（16.0）となっているが、両者は糖度が全く異なり、一般的にアメリカブドウ由来のジュースはこれを下回る結果が示されているため、アメリカブドウの Brix 値に 14.0 を適用する提案が出されている。

第 83 回執行委員会（2022 年 11 月）及び第 45 回総会（2022 年）の結果を受けて、コーデックス事務局から本修正案に関する意見照会の CL が回付された。第 84 回執行委員会（2023 年 7 月）のクリティカルレビューでは、ブラジルの修正案への反対意見が出されていることから、提案国のブラジルが意見への対応を検討し、それを踏まえてコーデックス事務局が第 46 回総会で検討する文書を用意し、どのように進めるのが最善か決定するよう第 46 回総会に勧告することになった。今次総会では、反対意見へのブラジルからの回答を踏まえ、今後の進め方について議論された。

（議論）

ブラジルから、今次総会に議場配布文書（CRD51）が提出され、ブドウの品種毎に最低 Brix 値を設定するのではなく、最低 Brix 値は 16.0 としつつ、*Vitis Labrusca* or hybrids thereof（アメリカブドウ）は 14.0 を下回ることはないことを条件に、適切な方法で分析された Brix 値が一貫して 16.0 よりも低い場合には国際貿易において許容される旨規格に加筆す

る案が提案された。LAC 加盟国やインド等から、利用可能な科学的根拠に基づく提案として、支持された。しかしながら、EU とトルコから、単なる簡易な修正（amendment）の性質を超えており、総会で決定する前に、技術的な議論を行う場を設けるべき等の意見が出された。エジプトからは規格全体をレビューする意見が出された。

オブザーバーの OIV は、OIV での規格策定作業は、国際規格の重複を避けるためにコーデックス規格が決定するまで保留されており、コーデックス規格の修正を待っているところであるとして、ブラジルの提案を支持した。他のオブザーバー（IFU（International Fruit and Vegetable Juice Association））からは、現行の規格が作成されてから 20 年近く経過しており、特別部会を設置して規格全体の改訂を検討する必要がある旨意見が出された。

総会で決定する前に適切な場で技術的な議論を継続する必要性があることについては全体的な合意があったが、議論する場として、総会の下に EWG を設置するか、あるいは元々本規格を検討した TFFJ を再設置し、電子的コミュニケーションのみによる部会（CWBC）として議論を行うか、様々な意見が出された。コーデックス事務局からは、部会と特別部会は、技術的な議論を行った後、総会に勧告を行うことが可能だが、EWG は部会の議論を円滑に進める準備作業を行う場であること、また、EWG の設置は、部会による採択に向けて技術的な決定を下すためのあらゆる手段を加盟国が自由に使えるわけではないことを意味していることが説明された。魚類・水産製品部会（CCFFP）のホスト国であるノルウェーから、最近 CWBC で再開された CCFFP の経験が共有されるとともに、作業範囲が特別部会設置の決定要因となるべきではないとの意見が出された。

結果的に、作業の迅速性と作業範囲の狭さの観点から、ブラジルが希望する、総会の下に EWG を設置して、技術的な議論を行うことになった。OIV は、データ提供の意向を表明した。

（結論）

今次総会は、総会の下にブラジルを議長とする EWG を設置し、*Vitis Labrusca* or hybrids thereof（アメリカブドウ）の Brix 値に関する修正提案を検討すること、また、執行委員会のクリティカルレビューを受けて、第 47 回総会でさらに検討すること等に合意した。

議題 7. 地域調整部会からの報告

（議論）

副議長（NZ）が議事進行を務めた。

各地域調整部会の議長から、第 32 回 CCEURO（2022 年 5 月）、第 24 回 CCAFRICA（2022 年 9 月）、第 22 回 CCASIA（2022 年 10 月）、第 22 回 CCLAC（2022 年 10 月）、第 16 回 CCNASWP（2023 年 1 月）、第 11 回 CCNE（2023 年 9 月）での地域規格の採択及び

新規作業提案以外の問題等を中心に報告された。主な報告と議論は以下のとおり。

(CCAFRICA)

- ・ 第 45 回総会（2022 年）においてアフリカ地域における調和された食品に関する法令の作成をサポートするためのガイドライン（CXG 98-2022）が採択されたことは、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）の効果的な実施にとって、また、アフリカ地域の食品安全戦略に定められた目標の達成に貢献する上で、適切なタイミングであり、重要なものだった。
- ・ 新しい地域規格の開発のために、作業プライオリティの設定のための規準の適用のガイダンスや頑健な作業提案を作成するためのハンズ・オンの支援が必要。

(CCASIA)

- ・ 第 22 回 CCASIA では COVID-19 パンデミックによるプラス面とマイナス面が指摘されるとともに、パンデミック期間中に実践された優れた衛生習慣を維持することの重要性と、地域内での優良事例の共有の有効性が強調された。また、コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施状況について議論された他、CCASIA の標準作業手順書（SOP）が取りまとめられ、情報文書として公表された。アジア地域で消費・生産されている食品に関する 3 つの新規作業提案（伝統菓子、調理米、缶詰コンジュー）についても議論された。

(CCEURO)

- ・ 第 32 回 CCEURO は、コーデックス事務局に対し、執行委員会を含むコーデックスの会議においてウェブ配信の可能性をさらに検討するよう要請したが、第 45 回総会（2022 年）では時間がなく議論できなかった。第 80 回執行委員会（2021 年 1 月）において、総会が別の決定をしない限り、執行委員会は非公開で開催されるべきとの法的助言があった。執行委員会は過去に音声を公開することに合意している。コーデックスの会議慣行と執行委員会の実施の誠実さに対する信頼を促進し、将来執行委員会メンバーになる可能性のある加盟国に執行委員会の議論を知ってもらえるようにしたい。2024 年に試験的に執行委員会のウェブ配信の開始を希望する。
（執行委員会のウェブ配信の議論は後述）

(CCLAC)

- ・ 第 22 回 CCLAC と本年 10 月に行われたコーデックス規格の使用に関する調査において、フルーツジュース及びネクターに関する一般規格（CXs 247-2005）の修正提案、科学の役割に関する原則文の適用、新たな食料源と生産システム等の議論への関心が示された。ルロ（Castilla lulo）の地域規格策定作業も進行中であり、EWG 議

長（コロンビア及びメキシコ）の取組に感謝。

（CCNASWP）

- ・ 今次総会における発酵ノニ果汁飲料の地域規格とジルパテロール塩酸塩の MRL の最終採択を歓迎。多くの NASWP 地域加盟国は輸入に大きく依存しており、ジルパテロール塩酸塩の MRL の設定は輸入食品の監視と規制に貢献するだろう。
- ・ NASWP 地域の活動として、CTF を活用して、コーデックスへの対応能力を改善するための提案を提出し、ノニ果汁に含まれるスコポレチン等の関連分野での地域協力と技術支援を求めている。

（CCNE）

- ・ サウジアラビアは地域調整国として地域加盟国によるコーデックス活動への関与強化のための支援に尽力している。これはコーデックス戦略計画 2020－2025 の目標 4(基準設定プロセスを通して全ての加盟国の参加を促進する)にも沿ったもの。
- ・ 第 11 回 CCNE の基調講演「健康改善のための持続可能な食品のための食料システムの改善」では、地域の加盟国がこのテーマに関する経験を共有し、活発に議論する機会となった。この分野におけるコーデックス活動の支援が重要。全ての CCNE 加盟国が議論に積極的に参加してほしい。

（執行委員会のウェブ配信）

ヨーロッパ地域調整国からの要請を受けて、ヨーロッパ地域の加盟国から、執行委員会の議論を傍聴することにより総会に参加するためにしっかり準備することができる（ノルウェー）、執行委員会の参加は制限されており透明性の改善が必要（スペイン（EUMS））との支持する意見が出された。

他の加盟国から、本件を進める前に FAO の同様の会議体の慣行を知りたい（米国）、執行委員会には総会で選出された加盟国が総会全体の利益のために出席しており、非公開が問題になるべきではなく、議論の内容は報告書を読めばよい（ウガンダ）等の意見が示された（エクアドル、カナダ、豪州が支持）。

コーデックス事務局からは、第 80 回執行委員会では、FAO 法務部門から、暫定的な助言として、総会が執行委員会のウェブ配信に合意する必要があること、法的な観点を含めて問題を調査した文書を用意することは可能との回答があった旨説明があった。

議論を踏まえ、今次総会は、コーデックス事務局に対し、他の同様の FAO の会議体における既存の慣行を考慮してこの問題をさらに調査し、第 47 回総会に文書を用意するよう要請することに合意した。

議題 8. 科学の役割に関する原則文の適用²⁴

(経緯)

2022 年までのコーデックス執行委員会において、手続きマニュアル中の「科学の役割に関する原則文」²⁵の適用のためのガイダンス作成を行ってきたが、特に、原則文第 4 パラグラフの使用を示すためのオプション 2（加盟国が原則文第 4 パラグラフの使用を表明した場合、それを会議のレポート中にだけでなく、規格の脚注に記す）を含めるかどうかに関し、メンバー間の意見の対立が解消しなかったため最終合意には至らず、第 83 回執行委員会（2022 年 11 月）は、ガイダンス案にスクエアブラケット（合意に至っていない箇所）を残したまま、今後この作業を続けるか等について、第 45 回総会（2022 年）で議論することになった。但し、ガイダンス案は最終版ではないが、原則文の理解を深め実践するために、実用的で役立つ文書であることを確認した。

第 45 回総会では、ガイダンス案を支持し、これ以上の作業は不要とする意見（日本、米国、カナダ、中南米、他）と、この文書を最終化するために、議論を継続すべきとする意見（EU 加盟国、ノルウェー、タイ）に分かれた。議論の結果、コーデックス事務局から加盟国とオブザーバーに CL を発出し、ガイダンス案の改善と最終化、追加すべきもの等に関する具体的な提案を募ること、また、意見照会で提出された提案と部会議長からのコメントを踏まえ、第 46 回総会で議論すること等に合意した。

2023 年夏に行われた意見照会では、a) オプション 2 は適切か、b) ガイダンスは新規作業提案も対象に含めるべきか、c) 第 45 回総会において農薬 MRL の設定における環境影響の考慮に関する議論を踏まえ、追加のガイダンス案が必要か、d) ガイダンスで対処すべきその他の問題はあるか、e) ガイダンスをどこに掲載するか、に関するコメントが求められた。今次総会では、各国からのコメントを踏まえ、今後の進め方を議論した。

(議論)

副議長（NZ）が議事進行を務めた。加盟国は本件に関する全体的な意見を述べるようになった。

日本は、作業に感謝を表明しつつ、第 45 回総会の結論を支持し、ガイダンス案はスクエアブラケットが残っているが、部会議長や加盟国にとって実用的で役立つ文書であり、現時点でこれ以上の作業は不要と考えること、議長と加盟国がガイダンス案を基に経験を積むには時間が必要であり、その経験を踏まえて将来再検討することは可能との意見を述べた。第 45 回総会では議論を継続すべき旨表明していた EUMS とノルウェーを含め、多くの加盟国が同様の意見を示した。米国から、手続きマニュアル中の原則文の議論

²⁴第 103 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>

²⁵ Statements of Principle Concerning the Role of Science in the Codex Decision-Making Process and the Extent to which Other Factors are Taken into Account; Codex Procedural Manual, 28th edition, pp 195-196. (コーデックス委員会意思決定プロセスにおける、科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文)

の再開や変更は作業のスコープから除外されていることも指摘された。

ガイダンス案の内容について、脚注の使用に関する賛否の他、原則文で使用されている用語（Other legitimate factors（OLF、その他の正当な要因）、Abstain from acceptance（規格の受諾拒否）、reservation（留保））の明確化を求める意見も多く示された。

（結論）

議論の結果、今次総会は以下の結論に合意した。（総会での議論は一旦終了）

- ・ 本件に関する意見照会で提出された更なるコメントを確認
- ・ ガイダンス案は引き続き有用であり、総会・部会議長、加盟国にとって実践的なガイダンスとして利用可能であるとの以前の結論を改めて確認
- ・ 脚注の使用（オプション2）は加盟国間で引き続き意見の相違があることを確認
- ・ 「Abstain from acceptance（規格の受諾拒否）」と「reservation（留保）」の意味が明確ではないことに関し、加盟国が引き続き懸念を持っていることを確認
- ・ ガイダンス案の作成範囲には「科学の役割に関する原則文」の改訂は含まれていないことを確認
- ・ ガイダンス案の適用に関し、より多くの経験を積む必要があることに合意
- ・ 得られた経験を踏まえて、ガイダンス案を再検討することに合意

議題 9. 新たな食料源と生産システム²⁶

（経緯）

FAO 及び WHO からの問題提起を受けて、第 44 回総会（2021 年）において、コーデックスにおいて新たな食料源と生産システム（NFPS）に関する作業をどのように進めるか等の検討を開始すること、執行委員会の下に小委員会を設置し、コーデックス事務局、FAO 及び WHO の支援を受けて、検討を行うことに合意した。NFPS として、海藻、微細藻類、食用昆虫、細胞培養ベースの食品（肉、魚、乳製品）、植物ベースの代替たんぱく質、3D プリント食品が例示された。第 83 回執行委員会（2022 年 11 月）では、FAO と WHO に対し、今後も加盟国に NFPS に関する情報を提供すること、また、総会に対し、加盟国にコーデックスの既存の枠組みの中で、NFPS に関する提案をするよう奨励すること等に合意した。

第 45 回総会（2022 年）では、多くの加盟国から、NFPS への高い関心が示され、コーデックスがこの問題に適時に取組むことの重要性が指摘されたが、特定の NFPS に関する具体的な問題提起はなく、コーデックスで NFPS に関する作業をどのように進めるかが一番の論点となった。議論の結果、今後、コーデックス事務局から加盟国とオブザーバーに CL を発出し、コーデックスの現在の手続きや部会では対処できない NFPS に関する

²⁶ 第 103 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>

課題に関する情報を募ることに合意した。

2023 年夏に行われた意見照会では、一部の加盟国から、NFPS あるいは NFPS 由来食品のリスク分析ガイドラインや NFPS の定義等の必要性について、意見が出された。また、NFPS に関する課題を取扱う特別部会の設置も提案された。しかしながら、多くの加盟国から、コーデックスの現在の手続きや部会で対処できない NFPS に関する課題はない旨、また、一部の国から近い将来 NFPS に関する提案を出す可能性が示されたが、大部分の加盟国から現時点では具体的な提案の提出は計画していない旨回答が示された。今次総会では、各国から提供された意見及び情報等を踏まえ、今後の進め方を議論した。

(議論)

副議長（チリ）が議事進行を務めた。加盟国は、NFPS に関するコーデックスの役割と作業メカニズムに関し、意見を述べることになった。

多くの加盟国から、NFPS に関連する課題への関心が表明された。関心ある NFPS として、細胞性食品（シンガポール）、昆虫（タイ）、海藻（タイ、ノルウェー）等が挙げられた。また、コーデックスが国際基準設定機関としてこれらの課題に取り組む重要性についても多くの加盟国が言及し、具体的には、NFPS という用語の定義の設定（サウジアラビア、エクアドル等）、細胞性食品のリスク管理措置の推進（シンガポール）、NFPS のリスク分析に関する一般原則の策定（インド、ブラジル）、海藻の安全性の観点での取組（タイ、ノルウェー）等が挙げられた。シンガポールからは細胞培養技術の進展により、細胞性食品の国際的に適用可能な一貫性のあるリスク管理措置が必要であり、貿易量と消費量に関わらず作業の優先順位を検討すべきとの意見が出された。また、執行委員会がコーデックス事務局に作成を要請している新規作業提案に関するガイダンス（2024 年に公表の見込み）が NFPS に関連する新規作業提案の提出を検討している加盟国にとって、有用になるのではないかと意見も出された。

作業メカニズムに関し、韓国、インド等から、NFPS に取り組むための特別部会や総会の下に EWG を設置する意見が出されたが、日本をはじめ、これまでの総会において、総会の下に EWG を設置して議論すべき旨表明していた EUMS とノルウェーを含め、多くの加盟国が、コーデックスの既存の作業メカニズムは NFPS に関連する課題に十分に柔軟性をもって取り組むことができ、また、具体的な作業提案がない中での新しいメカニズムの検討は時期尚早との意見を表明した。

(結論)

議論の結果、今次総会は以下の結論に合意した。（総会での議論は一旦終了）

- ・ NFPS に関連する課題の重要性とコーデックスがこのような課題に果たす役割の重要性を強調
- ・ コーデックスの現在の作業メカニズムは、加盟国が提案する可能性のある NFPS に

関連する新規作業に対処可能であることを確認

- ・ 加盟国及びオブザーバーが表明した NFPS に関する幅広い問題を確認。また、加盟国及びオブザーバーに対し、活動中の部会あるいは執行委員会に、NFPS に関連する課題の討議文書あるいは新規作業提案を提出するよう奨励
- ・ NFPS に関連した継続的な活動を行う FAO と WHO に感謝

議題 10. コーデックスの予算及び財政に関する事項

(議論)

副議長（ケニア）が議事進行を務めた。

コーデックス事務局から、2022～2023 年の支出報告及び 2024～2025 年の予算提案が示された。

- ・ 支出報告：2022 年は多くの部会がウェブで開催されたため、旅費と会議開催に伴う諸経費は減少したが、2022 年、2023 年ともに、スタッフ給与や契約、翻訳及び通訳等のコストが、インフレ及び対面とウェブ両方を活用した会議開催等の影響で増加し、全体として予算額以上の支出となった。不足分は FAO から特別配分を受けた。
- ・ 予算提案：2024～2025 年予算は、FAO 及び WHO の 2023 年のそれぞれの運営委員会による承認を条件に、2022～2023 年と同額を提案。現行のコーデックス戦略計画に沿った活動に支出されるが、引き続き予算が不足する見込み。予算案には、コーデックス総会の年次開催（ウェブ参加も可能な対面形式）、執行委員会の年 2 回開催（うち少なくとも 1 回は対面開催）、部会はウェブ参加の可能性を含む対面開催、コーデックスの現在のオンラインツールの整備、イベントの開催、出版物の発行等を計上。経費削減は見込めないため、コーデックス戦略計画目標 3「コーデックス規格の認識と使用を通じて影響を増大させる」の活動を支援する活動（コーデックス文書の様式変更作業（5 年間で予定）とコーデックス文書の使用と影響のモニタリング作業の継続）への追加拠出が必要。

加盟国からは、第 85 回執行委員会（2023 年 11 月）の結論にも含まれたように、コーデックスのリソースの優先付けと再配分する分野について、より多くの情報に基づき意思決定するために、より詳細なコストの内訳（活動毎、コストタイプ毎）を要請する意見が出された（ウルグアイ、スペイン（EUMS）、エクアドル等）。

また、予算が不足している状況に対する懸念も多く表明された（カメルーン、セネガル等）。豪州からは、規格策定作業というコーデックスのコアの活動に焦点を当てて優先的にリソースを配分することの重要性が指摘されるとともに、予算の制約がある中で、戦略計画の文脈においてコーデックスの作業を拡大することに注意が呼びかけられた（NZ、カナダ支持）。

コーデックス事務局から、追加情報の要請は留意した、予算管理において、コーデックス事務局は FAO の財務規則を遵守しており、それに従って FAO の報告チャネルを通して支出を報告している、2024～2025 年の予算案では、事務局の通常の作業プログラムのみ考慮しており、前年から変更されていない、全コーデックス文書の 6 公用語版の作成とコーデックス文書の使用と影響に関するモニタリング作業の支援に追加のリソースが必要であるとの回答があった。

スペイン（EUMS）と豪州からの意見を踏まえ、予算及び財政状況に関する執行委員会での議論は通常は総会前の執行委員会で行われるが、例外的に、詳細なコストの内訳に関する情報を含む中間報告書を次の第 86 回執行委員会で議論することになった。

（結論）

議論の結果、今次総会は以下の結論に合意した。

- ・ コーデックスの予算及び財政事項に関する第 83 回執行委員会及び第 85 回執行委員会の結論を承認
- ・ コーデックス委員会の活動と限定的な予算に関する FAO と WHO の継続的な認識と支援に感謝
- ・ 2022～2023 年の支出報告（FAO からの予算不足分を充当する特別配分を含む）と 2024～2025 年の予算提案を確認
- ・ 柔軟なアプローチを継続する必要性、コーデックス作業プログラムの実施を支援するためのリソースの優先付けと再配分の必要性、そして現在および予想される不足に対応するためのコーデックスへの持続可能な資金の必要性を確認
- ・ 加盟国に対し、FAO 及び WHO の政府代表者にコーデックス作業プログラムへの適切な資金提供への支持を求めるよう奨励
- ・ 日本、韓国、シンガポールによるコーデックスへの資金提供に感謝
- ・ 加盟国に対し、継続中の作業（コーデックス文書の 6 公用語版の作成作業とコーデックス文書の使用と影響のモニタリング作業）に取り組むためのコーデックスへの資金提供の検討を奨励
- ・ 支出内容をより深く理解し、将来のニーズと優先事項を特定するため、プログラム及び活動ごとの費用の内訳に関するより詳細な情報と、この情報を含む中間報告書を第 86 回執行委員会で例外的に示すよう要請

議題 11. FAO 及び WHO から提起された事項

（議論）

副議長（ケニア）が議事進行を務めた。

FAO 及び WHO から、コーデックスの活動に関連する政策及び事項が紹介された。

加盟国からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 科学的助言に関し、日本を含め複数の加盟国から、コーデックスの基準設定作業における科学的助言プログラムの重要性が強調された。スペイン（EU）、ノルウェーからは、FAO 及び WHO の関連する運営委員会での予算の議論において、持続可能な資金提供を求める意見が出された。米国と日本からは、加盟国と各国の専門家の貢献に感謝を表明する意見を示した。
- ・ IARC（国際がん研究機関）と JECFA によるアスパルテームの評価に関し、米国から、国際機関は FAO/WHO 合同専門家機関の評価対象範囲内にある食品に使用する化学物質に関する評価を重複して実施すべきではないとの意見が示された。ノルウェーからは評価の重複はコストがかかる旨指摘があった。日本は、第 85 回執行委員会の報告書に記載されている評価作業の不必要な重複を避けるための WHO の取組が進行中であることに対して、感謝を表明した。これらの意見に対し、WHO は、リスク評価の不必要な重複を防ぐという組織の目的を強調するとともに、FAO と WHO は引き続き、科学的助言、リスクコミュニケーションの改善、データ生成とその後のリスク評価と基準設定のためのデータの使用を加盟国に保証することを実施していく旨を示した。
- ・ GM（遺伝子組換え）食品プラットフォームに関し、ノルウェーから、特に低・中所得国にとって、このプラットフォームから広められる情報は有益であり、マンドートを拡大する必要性があるかもしれないとの意見があった。この意見に対し、FAO から、GM 食品プラットフォームのマンドートを拡大し、ゲノム編集生物を含めるかどうか検討するよう加盟国に奨励している旨発言があった。
- ・ CTF を含め、FAO 及び WHO の様々な食品安全に関する能力支援活動に関し、複数の地域や援助対象国から、重要性が強調された。バヌアツからは総会の議題に復活して議論する必要性も挙げられた。FAO から、CTF への継続的な資金提供の重要性への言及があった。また、FAO 及び WHO から、12 月 1 日に開催される CTF に関するサイドイベントへの参加が呼びかけられた。
- ・ その他、FAO における環境阻害剤の食品安全の観点での検討作業、FAO/WHO 食品管理システム評価ツールを活用した加盟国の支援、4 国際機関によるワンヘルス共同行動計画を通じた健康な食生活、栄養、食料安全保障の作業等の重要性について言及があった。

（結論）

- ・ FAO 及び WHO から提供された情報を確認し、FAO 及び WHO のコーデックスへの継続的な支援に感謝
- ・ FAO 及び WHO に対し、それぞれの食品安全戦略の実施において、4 国際機関によるワンヘルス共同行動計画を通じたものも含め、実りある協力を継続するよう奨励
- ・ バーチャルで開催される能力構築や認識向上のためのイベントは加盟国にとって

利点があり、今後も対応能力向上のための適切に混合されたアプローチの一部として継続することを支持

- ・ 加盟国に対し、FAO 及び WHO の関連する運営委員会での予算の議論において、科学的助言プログラムの増加した予算の確保を支持するよう検討すること、また、科学的助言プログラムに追加拠出の提供を検討することを奨励

議題 12. 議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出及び地域調整国の任命

- ・ コーデックス総会の議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされており、2 回まで再選可能。現在の議長及び副議長は第 44 回総会（2021 年）で選出され、現在 2 期目であることから、立候補が可能。現在の議長及び副議長が立候補し、再選された。
- ・ 執行委員会メンバーである地域代表国（Members elected on a geographical basis）は 1 期 2 年、1 回再選可能。日本（アジア）、タンザニア（アフリカ）、ウルグアイ（中南米・カリブ海（LAC））は現在 2 期目 2 年目で任期満了のため当該地域は改選。イラン（近東）、カナダ（北米）、バヌアツ（南西太平洋）は 1 期目 2 年目で再選可能。フィンランド（欧州）は、第 45 回総会において、当時地域代表国を務めていたドイツが欧州地域調整国に任命されたことから、ドイツの残りの任期（第 46 回総会まで）を務めることになった。現在 1 期目のため、再選可能。モロッコ（アフリカ）、インド（アジア）、フィンランド（ヨーロッパ）、コスタリカ（LAC）、イラン（近東）、カナダ（北米）、バヌアツ（南西太平洋）が立候補し、選出・再選された（無投票）。
- ・ 地域調整国は、地域調整部会において次期地域調整国が指名され、総会において任命される。任期は 1 期 2 ～3 年程度、1 回再選可。第 16 回 CCNASWP と第 11 回 CCNE においてそれぞれ指名されたフィジー及びサウジアラビアが 2 期目の地域調整国に任命された。

議題 13. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国を確認した。

議題 14. その他の作業

インドから、本年は国際雑穀年であり、栄養価の高い穀物として重要性が高まっているとして、雑穀のグループ規格の策定作業が提案された。現在対象とされている雑穀は、ヒエ、キビ類。

複数の国から関心が見られたが、他の作業との優先順位も踏まえてさらに検討されるべき等の意見も出された。今後、コーデックス事務局から提案への意見照会のための CL が回付され、第 86 回執行委員会のクリティカルレビューを経て、第 47 回総会で検討さ

れることになった。

議題 15. 報告書の採択

パラグラフ毎に確認し、必要な修正を行い、採択された。

第 46 回コーデックス総会（2023 年 11 月 27 日～12 月 2 日）
結果一覧（コーデックス文書の採択、新規作業提案、作業中止等）

＜アジア地域調整部会（CCASIA）＞

事項	結果
バチルス属（ <i>Bacillus species</i> ）を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案（ステップ 5/8）	最終採択
植物の葉で包んだ調理米の地域規格原案（ステップ 5/8）	最終採択
アジア地域規格中の卸売用食品の容器の表示条項の修正	最終採択
急速冷凍餃子の地域規格原案（ステップ 5）	予備採択

＜ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）＞

事項	結果
LAC 地域規格中の卸売用食品の容器の表示条項の修正	最終採択
食品添加物の一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）と LAC 地域規格の食品添加物条項の整合	最終採択

＜食品衛生部会（CCFH）＞

事項	結果
牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌の管理のためのガイドライン原案（ガイドライン本体、生の牛肉に関する付属文書Ⅰ、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズの付属文書Ⅲ）（ステップ 5/8）	最終採択
食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン原案（ガイドライン本体、生鮮農産物に関する付属文書Ⅰ）（ステップ 5/8）	最終採択 （図 1 の記載ミスを訂正）
伝統的な食品市場における食品衛生管理措置のためのガイドラインの策定（新規作業）（ステップ 1）	承認 食品衛生の一般原則及び路上販売の地域衛生実施規範との関係を慎重に検討するよう要請
海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の改定（新規作業）（ステップ 1）	承認

＜北米・南西太平洋地域調整部会（CCNASWP）＞

事項	結果
発酵ノニ果汁飲料の地域規格案（ステップ 8）	最終採択
NASWP 地域規格中の卸売用食品の容器の表示条項の修正	最終採択

＜食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）＞

事項	結果
イベルメクチン（羊、豚及び山羊の脂肪、腎臓、肝臓及び筋肉）の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ 5/8）	最終採択
ナイカルバジン（鶏の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓）の MRL 原案（ステップ 5/8）	最終採択
反芻動物の組織及び乳、魚類への MRL の外挿（ステップ 5/8）	最終採択
ジルパテロール塩酸塩（牛の肝臓、腎臓及び筋肉）の MRL 案（ステップ 7）	最終採択 （投票による）
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト案（パート I 及び V）（新規作業）（ステップ 1）	承認
ナイカルバジン（鶏の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓）の MRL	廃止
イベルメクチン（羊、豚及び山羊の脂肪、腎臓、肝臓及び筋肉）の MRL	中止
CCRVD による MRL の外挿手順の適用	作業が成功を収めたことを確認

＜栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）＞

事項	結果
改訂版フォローアップフォーミュラの規格（年長乳児向けフォローアップフォーミュラ及び年少幼児向け製品に関する規格）（CXS 156-1987）（ステップ 5/8 及び 8）	最終採択
缶詰ベビーフードに関する規格（CXS 73-1981）及び乳児及び幼児用の特別用途食品に使用する栄養成分に関するアドバイザリーリスト（CXG 10-1979）の修正	最終採択
6～36 か月児の栄養参照量の設定に関する一般原則原案（CXG 2-1985）（ステップ 5）	予備採択

＜食品添加物部会（CCFA）＞

事項	結果
食品添加物の一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）における食品分類 01.1.1 のクエン酸三ナトリウム（INS 331（iii））に関する食品添加物規定の収載（ステップ 8）	最終採択

GSFA の食品分類 14.2.3 における食品添加物条項の収載（ステップ 5/8 及び 8）	最終採択
食品分類 12.2.1 及び 12.2.2 の説明文の改訂	最終採択
GSFA の表 3 への 5 つの食品添加物の収載（ステップ 5/8）	最終採択
食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の修正原案（ステップ 5/8）	最終採択
食品添加物のコーデックス仕様書のリストへの収載のための仕様書原案（CXA 6-2021）（ステップ 5/8）	最終採択
GSFA の食品添加物条項案及び既採択条項の改訂（ステップ 8 及びステップ 5/8）	最終採択
GSFA の食品分類 02.1.2 への脂肪酸モノグリセリド及び脂肪酸ジグリセリド（INS 471）の収載（ステップ 5/8）	最終採択
GSFA の食品分類 02.1.2 への 3 つの条項の収載（ステップ 8）	最終採択
GSFA の注釈 488 及び 502 の改訂	最終採択
GSFA の食品分類 14.1.4 における安息香酸塩類の条項の注釈 301 の削除	最終採択
GSFA の表 1 及び表 2 のグループ「リボフラビン類」ヘッダーへの <i>Ashbya gossypii</i> 由来リボフラビン（INS 101(vi)）の収載	最終採択
乳・乳製品部会（CCMMP）の 7 規格、加工果実・野菜部会（CCPFV）の 3 規格、栄養・特殊用途食品（CCNFSDU）の 6 規格、アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）の 1 規格、ヨーロッパ地域調整部会（CCEURO）の 1 規格、CCNFSDU の 1 ガイドラインとの整合に伴う GSFA 添加物条項の改訂	最終採択
様々な食品分類における甘味料の添加物条項の改訂	最終採択
CCMMP の 7 規格、CCPFV の 3 規格、CCNFSDU の 6 規格、CCAFRICA の 1 規格、CCEURO の 1 規格、CCNFSDU の 1 ガイドラインの食品添加物条項の改訂	最終採択
GSFA の新規食品添加物条項の提案（新規作業）	承認
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト（新規作業）	承認
GSFA の食品添加物条項	廃止
GSFA の食品添加物条項案及び原案	中止
食品添加物とその使用に関する正確で信頼できるデータと情報の JECFA への提供	情報提供に留意

<食品汚染物質部会（CCCF）>

事項	結果
----	----

キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範案（ステップ 8）	最終採択
直接消費用乳幼児用調理食品中の鉛の最大基準値（ML）（ステップ 8）	最終採択
ソフトブラウンシュガー、粗糖及び遠心分離されていない砂糖の鉛の ML（ステップ 5/8）	最終採択
乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、乾燥トウガラシ、パプリカ及びナツメグ中のオクラトキシンの ML（ステップ 5/8）	最終採択 3 年後に見直しの可能性を確認
パプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシンの ML、ショウガ、コショウ及びターメリック中のオクラトキシンの ML	中止
シガテラ中毒の防止又は低減のための実施規範/ガイドライン（新規作業）（ステップ 1）	承認

＜食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）＞

事項	結果
国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案（ステップ 5/8）	最終採択
規制枠組みにおける遠隔監査及び監視利用に関する原則及びガイドライン原案（ステップ 5/8）	最終採択
食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則（CXG 60-2006）の更新及び改訂（新規作業）	承認

＜食品表示部会（CCFL）＞

事項	結果
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の改訂原案：アレルゲン表示に関する条項（ステップ 5）	予備採択
e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報に関する規則についてのガイドライン原案（ステップ 5）	予備採択
食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの利用に関するガイドライン原案（ステップ 5）	予備採択
GSLPF の修正：ジョイントプレゼンテーション及び詰め合わせ包装食品の表示（新規作業）（ステップ 1）	承認

＜分析・サンプリング法部会（CCMAS）＞

事項	結果
分析法、分析規準、サンプリングプランの承認（分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への分析法及び性能規準の収載、GSCTFF へのサンプリングプランの収載）	最終採択
サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改定（ステップ 8）	最終採択
分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の分析法	廃止
汚染物質の一般分析法（CXS 228-2001）	廃止

＜残留農薬部会（CCPR）＞

事項	結果
食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）原案（ステップ 5/8）	最終採択
オクラ、マルティニア及びローゼルを含むペッパーのグループ / サブグループのコーデックス MRL（CXL）の修正	最終採択
食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改訂と食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス（CXG 84-2012）の修正：クラス B とクラス E 及びこれらに属する各種食品分類の代表食品の例に関する表（ステップ 5/8）	最終採択
結果として生じる修正： - 食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）：クラス A とクラス D へのグループの追加 - 食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス（CXG 84-2012）：グループ 12C の改訂	最終採択
食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の修正：MRL 適用及び分析部位（各種熱帯及び亜熱帯果物（皮は非食用）及び油糧作物）	最終採択
JMPR による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優先リスト（新規作業）	承認
長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質（CRM）の純度と安定性のモニタリングのガイダンス作成（新規作業）	承認
MRL 適用及び分析部位のガイドライン（CXG 41-1993）	廃止
廃止が提案された CXL	廃止

ステッププロセスから取り下げられた MRL 案/原案	中止
農薬と動物用医薬品の両方で使用される物質への調和のとれた/単一の MRL の設定に関する CCPR と CCRVDF の合同 EWG の TOR の修正	作業の進捗を確認 TOR の修正を承諾
モノグラフのタイムリーな入手	出版プロセスの迅速化を検討するよう FAO と WHO を奨励

<近東地域調整部会 (CCNE)>

事項	結果
マアムール（菓子）の地域規格原案（ステップ 5）	予備採択

<一般原則部会 (CCGP)>

事項	結果
手続きマニュアルの 3 章（部会のガイドライン）のレビュー	承認 （ホスト国によるレビュー）
手続きマニュアルの 3 章以外の章における文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容	承認 （コメント募集）
FAO/WHO 法務部門への既存手続きの確認	情報提供に留意

<その他>

事項	結果
フルーツジュース及びネクターに関する一般規格（CXS 247-2005）の修正（amendment）（ブラジル提案）	総会の下に EWG を設置
特定の種の雑穀に対するグループ規格の策定（インド提案）	次回総会で新規作業承認の検討の前にコメント募集
食品包装へのリサイクル材料の使用に関するガイダンスの策定と調査（米国提案）	コメント募集